基管発 1023 第 1 号
基保発 1023 第 1 号
平成 26 年 10 月 23 日

都道府県労働局労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局
労災管理課長
労災保険業務課長
（公印省略）

児童扶養手当法等の一部改正による児童扶養手当と労災保険の年金たる給付との調整規定の見直しについて

「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 28 号。以下「次世代法等改正法」という。）（別添１参照）、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（平成 26 年政令第 313 号。以下「次世代法等整備政令」という。）（別添２参照）及び「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（平成 26 年厚生労働省令第 115 号。以下「次世代法等整備省令」という。）（別添３参照）が、それぞれ平成 26 年４月 23 日、９月 25 日、９月 30 日に公布されたところである。

児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）、同法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）及び同法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 51 号）が、次世代法等改正法第３条、次世代法等整備政令第３条及び次世代法等整備省令第３条の規定によりそれぞれ一部改正され、平成 26 年 12 月１日から施行されることとなる。これにより、児童扶養手当と労災保険の年金たる保険給付が同時に支給されうる場合の調整規定が見直されることとなり、労働基準監督署において下記のとおり対応することとなるので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、２（２）エのとおり、次世代法等改正法第３条の規定の施行日である平成 26 年 12 月１日より前であっても、今般の見直し後の調整規定を踏まえて労働基準監督署において照会等への対応が必要となる場合があるので、留意すること。

記

1　調整規定の見直しの趣旨について

従来、児童扶養手当の支給に当たっては、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく年金たる給付を含む公的年金給付（児童扶養手当法第３条第２項に規定する公的年金給付をいう。以下同じ。）を児童（児童扶養手当法第３条第１項に規定する児童をいう。以下同じ。）又はその母若しくは父若しくは養育者（児童扶養手当法第６条第１項に規定する受給資格者に限る。）が受けることができるときは、公的年金給付については支給額の調整を行わない一方、児童扶養手当についてはその全額を支給しないこととする調整が行われてきたところである（次世代法等改正法第３条の規定による改正前の児童扶養手当法（以下「旧児童扶養手当法」という。）第４条第２項、第３項）。

しかしながら、今般の児童扶養手当法の改正により、公的年金給付を受けることができるときでも、その額が児童扶養手当額に満たない場合には、公的年金給付（支給額の調整は引き続き行わない。）に加えて、公的年金給付額と児童扶養手当額との差額を受給できることとなった（次世代法等改正法第３条の規定による改正後の児童扶養手当法（以下「新児童扶養手当法」という。）第 13 条の２、次世代法等整備政令第３条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令（以下「新児童扶養手当令」という。）第６条の３、第６条の４）。

2　都道府県知事等からの照会への対応に係る見直しについて

（１）見直しの概要

児童扶養手当の受給資格者（児童の母、父又は養育者をいい、児童扶養手当法第６条第１項に規定する受給資格者に限る。以下同じ。）等に対する労災保険の年金たる給付の支給状況については、これまでも都道府県知事等（旧児童扶養手当法第４条第１項各号列記以外の部分に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。）から資料の提供依頼等の照会が職権により行われてきたところである（旧児童扶養手当法第 30 条）。

１のとおり今般の児童扶養手当法改正により、労災保険の年金たる給付の支給の有無だけでなく、具体的な給付額等の情報も都道府県知事等は確認する必要が生じることとなった。その照会については原則として児童扶養手当の受給資格者が直接労働基準監督署長に対し所定の様式で証明の依頼を行うほか、必要に応じて都道府県知事等から労働基準監督署あて照会がなされることとなったものである（新児童扶養手当法第 30 条）。

（２）児童扶養手当の受給資格者からの証明依頼又は都道府県知事等からの照会（以下「証明依頼等」という。）に対する証明機関及び対応方法等

ア　証明機関

証明依頼等の内容は、支給決定した労災年金の年額に係る情報が主であることから、労働基準監督署長名で証明を行うこと。

イ　児童扶養手当の支給調整対象となる労災保険の年金たる給付について

児童扶養手当の支給調整対象となる労災保険の年金たる保険給付は、今般の児童扶養手当法の改正に関わらず引き続き下記のとおりである。

・障害補償年金
・遺族補償年金
・傷病補償年金
・障害年金
・遺族年金
・傷病年金

なお、前払一時金の支給による年金の支給停止期間については、児童扶養手当との調整に当たっては、下記の年金について、その支給が停止されていないものとみなされるため留意すること（新児童扶養手当令第６条の３第２項、第６条の４第２項、次世代法等整備省令第３条の規定による改正後の児童扶養手当法施行規則（以下「新児童扶養手当法施行規則」という。）第 24 条の４）。

・障害補償年金
障害補償年金前払一時金の支給による同年金の支給停止期間
・遺族補償年金
遺族補償年金前払一時金の支給による同年金の支給停止期間

ウ　労働基準監督署長に対し証明依頼等を行う者

児童扶養手当の受給資格者は、支給要件を満たす児童の母、父又は養育者であり、これらの者が都道府県知事等に対し児童扶養手当の受給資格及び手当の額について認定請求を行うこととなる。児童扶養手当の受給資格者は、児童又は受給資格者自身が労災保険の年金たる給付を支給される場合に、児童又は受給資格者自身が被災した事業場を所轄する労働基準監督署長に対し、受給している労災保険の年金たる給付の額等について証明依頼を行うこととなる（新児童扶養手当法施行規則第１条第９号イ、第 10 号イほか）。

また、毎年８月１日付けの年金スライド率の改定による労災保険の年金たる給付額の改定に伴う児童扶養手当支給額の改定に係る事務処理を地方公共団体が行う場合等には、必要に応じて児童扶養手当の認定を行う都道府県知事等が職権により労働基準監督署への照会を行うことがあるが、当該照会を行う都道府県知事等とは具体的には下記のとおりである（新児童扶養手当法第４条第１項各号列記以外の部分、第 30 条）。

・都道府県知事（福祉事務所を管理しない町村に係る照会を行う。）
・市長（特別区の区長を含む。）
・福祉事務所を管理する町村長

エ　証明依頼等が開始される時期

前記のとおり、新児童扶養手当法は平成 26 年 12 月１日から施行されることとなっているが、平成 26 年 12 月１日において新児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給要件に該当すべき者は、同日前においても、同日に新支給要件に該当することを条件として、当該新手当について都道府県知事等に対し新児童扶養手当法第６条第１項の規定による認定の請求の手続をとることができるとされている（次世代法等改正法附則第４条第１項）。このため、新児童扶養手当法等の規定を踏まえた児童扶養手当支給事務の新たな取扱いについて

本省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が地方公共団体あて事務処理要領（平成26年10月17日付け雇児福発1017第1号「公的年金給付又は遺族補償等の給付が行われる場合の児童扶養手当支給事務の取扱いについて」。以下「事務処理要領」という。）を発出した後は、平成26年12月1日より前であっても証明依頼等が行われることとなるので、了知されたい。

オ　証明依頼等に対する対応方法

労働基準監督署長に対する児童扶養手当の受給資格者からの証明依頼は事務処理要領別紙様式１－２（別添４参照）及び別紙様式１－３（別添５参照）により、また都道府県知事等からの照会は事務処理要領別紙様式２－１（別添６参照）、別紙様式２－２（別添７参照）及び別紙様式２－３（別添８参照）により行われることとなる。労働基準監督署において証明依頼等に基づく証明を行うに当たっては、当該各様式中の各欄の記載に際し、以下の点に留意すること。

（ア）児童扶養手当の受給資格者から事務処理要領別紙様式１－２及び別紙様式１－３により証明の依頼がされたときは、決議書類のほか、労災行政情報管理システム（以下「システム」という。）における年金・一時金検索等を参照の上、証明を行うこと。

（イ）事務処理要領別紙様式１－２及び別紙様式１－３中【公的年金給付等の支給機関記入欄】には「本人が公的年金給付等を受給」及び「児童が公的年金給付等を受給」の２つの欄があるが、これらの欄は、それぞれ児童扶養手当の受給資格者本人が公的年金給付等を受給している場合及び児童（受給資格者の子など）が公的年金給付等を受給している場合に記載する欄である。

いずれの欄を記載するかについては、【本人記入欄】中の右欄の記載内容により判断すること。

（ウ）事務処理要領別紙様式１－２及び別紙様式１－３の各欄において記載すべき具体的な内容は、各様式裏面の注意事項によるほか、以下の表を参照すること。

なお事務処理要領別紙様式１－２は、児童又は児童扶養手当の受給資格者が労災保険の年金たる給付を支給される場合のうち、障害補償年金前払一時金の支給による同年金の支給停止期間又は遺族補償年金前払一時金の支給による同年金の支給停止期間を除き用いられる証明依頼様式である。

また、事務処理要領別紙様式１－３は、児童又は児童扶養手当の受給資格者が労災保険の年金たる給付を支給される場合のうち、障害補償年金前払一時金の支給による同年金の支給停止期間又は遺族補償年金前払一時金の支給による同年金の支給停止期間にあるときに用いられる証明依頼様式である。

事務処理要領別紙様式１－２及び別紙様式１－３の用途区分については、これらの様式中にも明示されているほか、地方公共団体担当者からも児童扶養手当の受給資格者に対し教示が行われるものであるが、誤った様式により労働基準管署長に対し証明依頼が行われた場合は、適正な様式により再度証明依頼を行うよう、児童扶養手当の受給資格者に対し求めること。

①事務処理要領別紙様式１－２の各欄に記載すべき内容

項番	項目名	記入項目
1	①氏名	労災年金の受給権者氏名を記入すること。
2	②受給者番号	該当する年金証書番号を記入すること。
3	③公的年金給付等の種類	「レ」と記入すること。
4	④支給開始月 （受給権発生月）	「支給開始月」については、労災年金の支給開始月（原則、支給事由発生年月の翌月）であり、支払を開始した月ではないことに注意すること。 また「受給権発生月」については、支給事由発生年月を記入すること。
5	⑤証明日現在の給付額 （年額）	証明日現在における労災年金の年額（支給決定又は変更決定された年額）を記入すること。ただし、支給停止又は支払差止の場合は０円となる。 なお、一般的には、支給決定決議書に記載された年金の支給決定額のほか、システムの「年金額等計算検索」における「年額」がこれに該当するが、個別に事案を確認の上、記入すること。
6	⑥左記の対象期間	証明日現在の給付額（項番５の年額）の支給が開始された年月を記入すること。なお、項番４と同様、支払月でないので注意すること。 記入例：「平成 26 年８月～」
7	⑦支給停止の状況 （有無及びその内容）	支給停止中であるかにより、「有・無」のいずれかに○を付し、「有」の場合、その概要を「(内容)」欄に記入すること。 なお、障害年金前払一時金の支給による同年金の支給停止期間又は遺族年金前払一時金の支給による同年金の支給停止期間に

		あるときは、「有」に○を付し、「(内容)」欄に「障害年金前払一時金の支給による支給停止」又は「遺族年金前払一時金の支給による支給停止」と記入すること。 また、支払差止中の場合は、その旨を記入すること。 記入例 :「第三者から同一の事由について損害賠償を受けたことによる支給停止」
8	備考（欄外）	証明すべき事項について、該当する記入欄がない場合は、備考欄に記入すること。

※上記表は、「本人が公的年金給付等を受給」欄を記載する場合の記入項目を示したものであり、「児童が公的年金給付等を受給」欄を記載する場合は、これに準じること。

②事務処理要領別紙様式１－３の各欄に記載すべき内容

項番	項目名	記入項目
1	①氏名	労災年金の受給権者氏名を記入すること。
2	②受給者番号	該当する年金証書番号を記入すること。
3	③公的年金給付等の種類	「ロ」と記入すること。
4	④支給開始月 （受給権発生月）	「支給開始月」については、労災年金の支給開始月（原則、支給事由発生年月の翌月）であり、年金の支払を開始した月や、前払一時金の支給月ではないことに注意すること。 また「受給権発生月」については、支給事由発生年月を記入すること。
5	⑤証明日現在の給付額 （年額）	証明日現在における労災年金の年額（支給決定又は変更決定された年額）を記入すること。ただし、障害補償年金前払一時金の支給による同年金の支給停止期間又は遺族補償年金前払一時金の支給による同年金

		の支給停止期間にあるときは、支給停止前の労災年金の年額を記入すること。これらの前払一時金の支給以外の原因による年金の支給停止又は支払差止の場合、本項目は０円となる。 なお、一般的には、支給決定決議書に記載された年金の支給決定額のほか、システムの「年金額等計算検索」における「年額」がこれに該当するが、個別に事案を確認の上、記入すること。
6	⑥左記の対象期間	証明日現在の給付額（項番５の年額）の支給が開始された年月を記入すること。なお、項番４と同様、支払月でないので注意すること。 記入例：「平成 26 年８月～」
7	⑦前払一時金の支給状況 前払一時金の支給月	前払一時金の支給決定額、給付基礎日額及び支払が行われた月を記入すること。
8	⑧⑦以外による支給停止の状況 （有無及びその内容）	前払一時金以外に支給停止となる原因があれば「有」に○を付し、その概要を「(内容)」欄に記入すること。 なお、支払差止中の場合は、その旨を記入すること。 記入例：「民事損害賠償受領のため」
9	備考（欄外）	証明すべき事項について、該当する記入欄がない場合は、備考欄に記入すること。

※上記表は、「本人が公的年金給付等を受給」欄を記載する場合の記入項目を示したものであり、「児童が公的年金給付等を受給」欄を記載する場合は、これに準じること。

（エ）都道府県知事等から照会される場合における事務処理要領別紙様式２－２及び別紙様式２－３についても、（ウ）に準じて適宜証明を行うこと。

（３）労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の規定による遺族補償の取扱い

労働基準法の規定による遺族補償を児童又は児童扶養手当の受給資格者が受けることができる場合も、児童扶養手当の全部又は一部を支給しない形で調整が行われることとなる（新児童扶養手当法第 13 条の２第１項第４号、第２項第２号）。

この場合に、当該遺族補償の額等について証明を行うのは、当該遺族補償の給付を行う者、すなわち被災事業場の使用者であり、労働基準監督署長ではないため、留意すること。なお、この点については、本省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課から地方公共団体あて周知済であるため、念のため申し添える。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年四月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十八号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律

（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

第一条　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「（認定一般事業主の表示等）」に改め、同条第一項中「規定による」を削り、「次項」の下に「及び第十五条の四第一項」を加える。

第十五条の見出しを「（認定一般事業主の認定の取消し）」に改め、同条中「第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条」を「次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三　前二号に掲げる場合のほか、認定一般事業主として適当でなくなったと認めるとき。

第十五条の次に次の四条を加える。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十五条の二　厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定一般事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画（その計画期間の末日が、当該認定一般事業主が第十三条の認定を受けた日以後であるものに限る。）を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したこと、当該認定一般事業主の次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十五条の三　前条の認定を受けた認定一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第十二条第一項及び第四項の規定は、適用しない。

2　特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、次世代育成支援対策の実施の状況を公表しなければならない。

3　特例認定一般事業主が前項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該特例認定一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該公表をすべきことを勧告することができる。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十五条の四　特例認定一般事業主は、広告等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2　第十四条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条の五　厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条の二の認定を取り消すことができる。

一　第十五条の規定により第十三条の認定を取り消すとき。

二　第十五条の二に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三　第十五条の三第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四　前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五　前各号に掲げる場合のほか、特例認定一般事業主として適当でなくなったと認めるとき。

第二十六条第一号中「第十四条第二項」の下に「（第十五条の四第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

附則第二条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十七年三月三十一日」に改める。

（母子及び寡婦福祉法の一部改正）

第二条　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

母子及び父子並びに寡婦福祉法

目次中「第十条」を「第十条の二」に、「第三章　母子家庭等に対する福祉の措置（第十三条―第三十一条）」を「第三章　母子家庭に対する福祉の措置（第十三条―第三十一条の五）　第四章　父子家庭に対する福祉の措置（第三十一条の六―第三十一条の十一）」に、「第四章」を「第五章」に、「第三十五条」を「第三十五条の二」に、「第五章」を「第六章」に、「第六章　母子福祉施設」を「第七章　母子・父子福祉施設」に、「第七章」を「第八章」に、「第八章　雑則（第四十六条・第四十七条）」を「第九章　雑則（第四十六条・第四十七条）　第十章　罰則（第四十八条）」に改める。

第二条第一項中「すべて」を「全て」に、「母等」を「母子家庭の母及び父子家庭の父」に改め、同条第二項中「母子家庭等の母等」を「母子家庭の母及び父子家庭の父」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

（関係機関の責務）

第三条の二　第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）その他母子家庭の福祉に関する機関、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に定める児童委員、同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、第十七条第一項、第三十条第三項又は第三十一条の五第二項の規定により都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他母子家庭の支援を行う関係機関は、母子家庭の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

2　第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所その他父子家庭の福祉に関する機関、児童福祉法に定める児童委員、同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター、第三十一条の七第一項、第三十一条の九第三項又は第三十一条の十一第二項の規定により都道府県又は市町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他父子家庭の支援を行う関係機関は、父子家庭の父及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

3　第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所その他寡婦の福祉に関する機関、第三十三条第一項、第三十五条第三項又は第三十五条の二第二項の規定により都道府県又は市町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他寡婦の支援を行う関係機関は、寡婦の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

第四条中「母及び」の下に「父子家庭の父並びに」を加える。

第六条中第五項を削り、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　この法律において「配偶者のない男子」とは、配偶者と死別した男子であつて、現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる男子をいう。

一　離婚した男子であつて現に婚姻をしていないもの

二　配偶者の生死が明らかでない男子

三　配偶者から遺棄されている男子

四　配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子

五　配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つている男子

六　前各号に掲げる者に準ずる男子であつて政令で定めるもの

第六条第六項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、「とは、」の下に「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（」を加え、「の福祉若しくは」を「又は配偶者のない男子であつて同条の規定により現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」という。）をいう。第八条第二項において同じ。）の福祉又は」に、「社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であつて、その理事」を「次の各号に掲げる法人であつて当該各号に定めるその役員」に改め、「過半数が配偶者のない女子」の下に「又は配偶者のない男子」を加え、同項に次の各号を加える。

一　社会福祉法人　理事

二　前号に掲げるもののほか、営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるもの　厚生労働省令で定める役員

第七条を次のように改める。

（都道府県児童福祉審議会等の権限）

第七条　次の各号に掲げる機関は、母子家庭等の福祉に関する事項につき、調査審議するほか、当該各号に定める者の諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

一　児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会）　都道府県知事

二　児童福祉法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会　市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）

第八条の見出しを「（母子・父子自立支援員）」に改め、同条第一項中「（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）」を削り、「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改め、同条第二項中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改め、同項各号中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」を「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」に改め、同条第三項中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改め、同条に次の一項を加える。

4　都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、母子・父子自立支援員の研修の実施その他の措置を講ずることにより、母子・父子自立支援員その他の母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立の支援に係る事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

第九条第一号中「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、「関し、」の下に「母子家庭等及び寡婦並びに母子・父子福祉団体の実情その他」を加え、同条第二号中「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

第十条中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

第一章中第十条の次に次の一条を加える。

（母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施等）

第十条の二　都道府県等は、母子家庭等及び寡婦が母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために最も適切な支援を総合的に受けられるようにするため、地域の実情に応じた母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための支援を行う者の活動の連携及び調整を図るよう努めなければならない。

第十一条第一項中「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、同項第三号中「都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）」を「都道府県等」に、「次条第一項」を「次条」に、「策定する母子家庭」を「策定する母子家庭等」に、「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を「自立促進計画」に改め、同項第四号中「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

第十二条の見出しを「（自立促進計画）」に改め、同条中「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を「自立促進計画」に、「あらかじめ、母子福祉団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」を「法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない」に改め、同条各号中「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、同条に次の四項を加える。

2　都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子家庭等及び寡婦の置かれている環境、母子家庭等及び寡婦に対する福祉の措置の利用に関する母子家庭等及び寡婦の意向その他の母子家庭等及び寡婦の事情を勘案するよう努めなければならない。

3　都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七条各号に掲げる機関、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第一項又は第四項に規定する機関その他の母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聴くよう努めなければならない。

4　都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子・父子福祉団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5　前項に定めるもののほか、都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の厚生労働省令で定める方法により広く母子家庭等及び寡婦の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章の章名を次のように改める。

第三章　母子家庭に対する福祉の措置

第十三条第一項中「又はその扶養している児童」の下に「（配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者を含む。以下この項及び第三項において同じ。）」を加え、同条第二項中「当該」の下に「配偶者のない女子が民法第八百七十七条の規定により扶養している全ての」を加え、同条第三項中「修学」を「修学又は」に、「習得等」を「習得」に改め、「児童（」の下に「前項の規定による貸付けに係る」を加える。

第十四条の見出しを「（母子・父子福祉団体に対する貸付け）」に改め、同条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであるもの又はその」を「次の各号に掲げる者のいずれかであるもの又は第一号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの

二　前号に掲げる者及び配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの

三　第一号に掲げる者及び寡婦

四　第二号に掲げる者及び寡婦

第十七条の見出しを「（母子家庭日常生活支援事業）」に改め、同条中「（特別区を含む。以下同じ。）」及び「又は配偶者と死別した男子で現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる者として政令で定めるものであつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」と総称する。）」を削り、「それらの」を「その」に、「日常生活等」を「日常生活」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第十八条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十九条中「第十七条」を「第十七条第一項」に改める。

第二十条中「母子家庭等日常生活支援事業（第十七条」を「母子家庭日常生活支援事業（第十七条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第二十一条中「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に改める。

第二十二条第一項中「母子家庭等の」を「母子家庭の」に、「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に改める。

第二十三条中「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に、「第十七条」を「第十七条第一項」に、「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」を「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」に改める。

第二十四条中「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に、「第十七条」を「第十七条第一項」に、「ない限り」を「なく」に改める。

第二十五条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第二十八条の見出し中「入所」を「入所等」に改め、同条中「母子家庭等」を「母子家庭」に改め、同条に次の一項を加える。

2　市町村は、児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他の厚生労働省令で定める事業を行う場合には、母子家庭の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

第二十九条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（雇用の促進）」を付し、同条第三項を削る。

第三十条に見出しとして「（母子家庭就業支援事業等）」を付し、同条第二項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同項第三号中「雇用情報」の下に「及び就職の支援に関する情報」を加え、同条に次の二項を加える。

3　都道府県は、母子家庭就業支援事業に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

4　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十一条第一号中「の求職活動の促進とその職業生活の安定とを図るための」を「が、厚生労働省令で定める教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合に、その者に支給する」に改め、「給付金」の下に「（以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。）」を加え、同条第二号中「の知識及び技能の習得を容易にするための」を「が、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格として厚生労働省令で定めるものを取得するため養成機関において修業する場合に、その修業と生活との両立を支援するためその者に支給する」に改め、「給付金」の下に「（以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。）」を加える。

第三章中第三十一条の次に次の四条を加える。

（不正利得の徴収）

第三十一条の二　偽りその他不正の手段により母子家庭自立支援給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

（受給権の保護）

第三十一条の三　母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（公課の禁止）

第三十一条の四　租税その他の公課は、母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

（母子家庭生活向上事業）

第三十一条の五　都道府県及び市町村は、母子家庭の母及び児童の生活の向上を図るため、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務（以下「母子家庭生活向上事業」という。）を行うことができる。

一　母子家庭の母及び児童に対し、家庭生活及び職業生活に関する相談に応じ、又は母子・父子福祉団体による支援その他の母子家庭の母及び児童に対する支援に係る情報の提供を行うこと。

二　母子家庭の児童に対し、生活に関する相談に応じ、又は学習に関する支援を行うこと。

三　母子家庭の母及び児童に対し、母子家庭相互の交流の機会を提供することその他の必要な支援を行うこと。

2　都道府県及び市町村は、母子家庭生活向上事業に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第八章を第九章とする。

第四十二条第一号中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に改め、同条第三号を同条第七号とし、同条第二号の次に次の四号を加える。

三　第三十一条の五第一項の規定により市町村が行う母子家庭生活向上事業の実施に要する費用

四　第三十一条の七第一項の規定により市町村が行う父子家庭日常生活支援事業の実施に要する費用

五　第三十一条の十の規定により市町村が行う父子家庭自立支援給付金の支給に要する費用

六　第三十一条の十一第一項の規定により市町村が行う父子家庭生活向上事業の実施に要する費用

第四十二条に次の一号を加える。

八　第三十五条の二第一項の規定により市町村が行う寡婦生活向上事業の実施に要する費用

第四十三条第一号中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に改め、同条中第五号を第十号とし、第四号を第九号とし、第三号の次に次の五号を加える。

四　第三十一条の五第一項の規定により都道府県が行う母子家庭生活向上事業の実施に要する費用

五　第三十一条の七第一項の規定により都道府県が行う父子家庭日常生活支援事業の実施に要する費用

六　第三十一条の九第二項の規定により都道府県が行う父子家庭就業支援事業の実施に要する費用

七　第三十一条の十の規定により都道府県が行う父子家庭自立支援給付金の支給に要する費用

八　第三十一条の十一第一項の規定により都道府県が行う父子家庭生活向上事業の実施に要する費用

第四十三条に次の一号を加える。

十一　第三十五条の二第一項の規定により都道府県が行う寡婦生活向上事業の実施に要する費用

第四十四条中「及び第三号」を「、第三号、第四号及び第六号から第八号まで」に改める。

第四十五条第一項中「及び第三号」を「、第三号、第四号及び第六号から第八号まで」に改め、「同条第二号」の下に「及び第五号」を加え、同条第二項中「及び第五号」を「、第五号、第六号及び第八号から第十一号まで」に改め、「同条第三号」の下に「及び第七号」を加える。

第七章を第八章とする。

第六章の章名中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

第三十八条の見出しを「（母子・父子福祉施設）」に改め、同条中「及び」の下に「父子家庭の父並びに」を加え、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

第三十九条第一項中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改め、同項各号を次のように改める。

一　母子・父子福祉センター

二　母子・父子休養ホーム

第三十九条第二項中「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に、「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、同条第三項中「母子休養ホーム」を「母子・父子休養ホーム」に、「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

第四十条中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

第四十一条中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に、「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

第六章を第七章とする。

第三十六条第一項中「母子福祉資金貸付金」の下に「、父子福祉資金貸付金」を加える。

第五章を第六章とする。

第三十二条第一項を次のように改める。

都道府県は、寡婦又は寡婦が民法第八百七十七条の規定により扶養している二十歳以上である子その他これに準ずる者（以下この項及び次項において「寡婦の被扶養者」という。）に対し、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて寡婦の被扶養者の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

一　事業を開始し、又は継続するのに必要な資金

二　寡婦の被扶養者の修学に必要な資金

三　寡婦又は寡婦の被扶養者が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金

四　前三号に掲げるもののほか、寡婦及び寡婦の被扶養者の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの

第三十二条第五項を削り、同条第四項中「、第一項において準用する第十三条第一項及び第三項」を「、第一項及び第二項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第十四条」の下に「（各号を除く。）」を加え、「同条に規定する」を削り、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び」を削り、「並びに」を「又は」に改め、「に掲げる資金」を削り、「第三十二条第一項において準用する第十三条第一項第一号」を「第三十二条第一項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項において準用する第十三条第一項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　都道府県は、前項に規定する資金のうち、その貸付けの目的が寡婦の被扶養者の修学又は知識技能の習得に係る資金であつて政令で定めるものを寡婦に貸し付けている場合において、当該寡婦の被扶養者の修学又は知識技能の習得の中途において当該寡婦が死亡したときは、政令で定めるところにより、当該寡婦の被扶養者であつた者が修学又は知識技能の習得を終了するまでの間、当該寡婦の被扶養者であつた者に対して、当該資金の貸付けを行うことができる。

第三十二条第六項中「もの」を「寡婦又は母子福祉資金貸付金若しくは父子福祉資金貸付金の貸付けを受けることができる母子・父子福祉団体」に、「寡婦福祉資金貸付金」を「第一項及び第二項並びに第四項において読み替えて準用する第十四条の規定による貸付金（以下「寡婦福祉資金貸付金」という。）」に、「行わないことができる」を「行わない」に改め、同条に次の一項を加える。

7　第一項から第三項まで、第四項において読み替えて準用する第十四条、第五項において準用する第十五条第一項及び前項に定めるもののほか、寡婦福祉資金貸付金の貸付金額の限度、貸付方法、償還その他寡婦福祉資金貸付金の貸付けに関して必要な事項は、政令で定める。

第三十三条第一項中「日常生活等」を「日常生活」に改め、同条第四項中「第二十二条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する第二十二条第一項」を「第二十二条第一項中「母子家庭の」とあるのは「寡婦の」に、「第十七条」を「第十七条第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十四条第一項中「又は母子福祉団体」とあるのは「寡婦」と、」を「又は母子・父子福祉団体」とあり、及び」に、「及び母子福祉団体」を「及び母子・父子福祉団体」に、「「寡婦」と、第二十六条中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「寡婦」を「、「寡婦」に改め、同条第二項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第三十五条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同項第三号中「雇用情報」の下に「及び就職の支援に関する情報」を加え、同条に次の二項を加える。

3　都道府県は、寡婦就業支援事業に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

4　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第四章中第三十五条の次に次の一条を加える。

（寡婦生活向上事業）

第三十五条の二　都道府県及び市町村は、寡婦の生活の向上を図るため、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、寡婦に対し、家庭生活及び職業生活に関する相談に応じ、又は母子・父子福祉団体による支援に係る情報の提供その他の必要な支援を行うことができる。

2　都道府県及び市町村は、前項に規定する業務（以下「寡婦生活向上事業」という。）に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章　父子家庭に対する福祉の措置

（父子福祉資金の貸付け）

第三十一条の六　都道府県は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童（配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者を含む。以下この項及び第三項において同じ。）に対し、配偶者のない男子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

一　事業を開始し、又は継続するのに必要な資金

二　配偶者のない男子が扶養している児童の修学に必要な資金

三　配偶者のない男子又はその者が扶養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金

四　前三号に掲げるもののほか、配偶者のない男子及びその者が扶養している児童の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの

2　都道府県は、前項に規定する資金のうち、その貸付けの目的を達成するために一定の期間継続して貸し付ける必要がある資金で政令で定めるものについては、その貸付けの期間中に当該配偶者のない男子が民法第八百七十七条の規定により扶養している全ての児童が二十歳に達した後でも、政令で定めるところにより、なお継続してその貸付けを行うことができる。

3　都道府県は、第一項に規定する資金のうち、その貸付けの目的が児童の修学又は知識技能の習得に係る資金であつて政令で定めるものを配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに貸し付けている場合において、その修学又は知識技能の習得の中途において当該配偶者のない男子が死亡したときは、政令で定めるところにより、当該児童（前項の規定による貸付けに係る二十歳以上である者を含む。）がその修学又は知識技能の習得を終了するまでの間、当該児童に対して、当該資金の貸付けを行うことができる。

4　第十四条（各号を除く。）の規定は、政令で定める事業を行う母子・父子福祉団体であつてその事業に使用される者が主として次の各号に掲げる者のいずれかであるもの又は第一号に掲げる者の自立の促進を図るための事業として政令で定めるものを行う母子・父子福祉団体について準用する。この場合において、同条中「次の各号」とあるのは「第三十一条の六第四項各号」と、「又は第一号」とあるのは「又は同項第一号」と、「前条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第一号」と読み替えるものとする。

一　配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
二　前号に掲げる者及び寡婦

5　第十五条第一項の規定は第一項から第三項までの規定による貸付金の貸付けを受けた者について、同条第二項の規定は第一項第四号に掲げる資金のうち政令で定めるものの貸付けを受けた者について、それぞれ準用する。

6　都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けることができる母子・父子福祉団体については、第一項から第三項まで及び第四項において読み替えて準用する第十四条の規定による貸付金（以下「父子福祉資金貸付金」という。）の貸付けを行わない。

7　第一項から第三項まで、第四項において読み替えて準用する第十四条、第五項において準用する第十五条及び前項に定めるもののほか、父子福祉資金貸付金の貸付金額の限度、貸付方法、償還その他父子福祉資金貸付金の貸付けに関して必要な事項は、政令で定める。

（父子家庭日常生活支援事業）

第三十一条の七　都道府県又は市町村は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。

2　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3　第十八条及び第十九条の規定は、第一項の措置について準用する。

4　第二十条の規定は父子家庭日常生活支援事業（第一項の措置に係る配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものにつき同項の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。以下同じ。）について、第二十一条から第二十四条までの規定は父子家庭日常生活支援事業を行う者について、それぞれ準用する。この場合において、第二十二条第一項中「母子家庭の」とあるのは「父子家庭の」と、第二十三条中「第十七条第一項」とあるのは「第三十一条の七第一項」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」と、第二十四条中「第十七条第一項」とあるのは「第三十一条の七第一項」と読み替えるものとする。

（公営住宅の供給に関する特別の配慮等）

第三十一条の八　第二十七条及び第二十八条の規定は父子家庭について、第二十九条第一項の規定は父子家庭の父及び児童について、同条第二項の規定は父子家庭の父について、それぞれ準用する。

（父子家庭就業支援事業等）

第三十一条の九　国は、前条において準用する第二十九条第二項の規定に基づき公共職業安定所が講ずる措置のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一　父子家庭の父及び児童の雇用の促進に関する調査及び研究を行うこと。
二　父子家庭の父及び児童の雇用の促進に関する業務に従事する者その他の関係者に対する研修を行うこと。
三　都道府県が行う次項に規定する業務（以下「父子家庭就業支援事業」という。）について、都道府県に対し、情報の提供その他の援助を行うこと。

2　都道府県は、就職を希望する父子家庭の父及び児童の雇用の促進を図るため、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を総合的かつ一体的に行うことができる。

一　父子家庭の父及び児童に対し、就職に関する相談に応じること。
二　父子家庭の父及び児童に対し、職業能力の向上のために必要な措置を講ずること。
三　父子家庭の父及び児童並びに事業主に対し、雇用情報及び就職の支援に関する情報の提供その他父子家庭の父及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

3　都道府県は、父子家庭就業支援事業に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

4　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（父子家庭自立支援給付金）

第三十一条の十　第三十一条から第三十一条の四までの規定は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものについて準用する。この場合において、第三十一条中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、同条第一号中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金」と、同条第二号中「母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭高等職業訓練促進給付金」と、第三十一条の二中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、第三十一条の三及び第三十一条の四中「母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金」と読み替えるものとする。

（父子家庭生活向上事業）

第三十一条の十一　都道府県及び市町村は、父子家庭の父及び児童の生活の向上を図るため、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務（以下「父子家庭生活向上事業」という。）を行うことができる。

一　父子家庭の父及び児童に対し、家庭生活及び職業生活に関する相談に応じ、又は母子・父子福祉団体による支援その他の父子家庭の父及び児童に対する支援に係る情報の提供を行うこと。
二　父子家庭の児童に対し、生活に関する相談に応じ、又は学習に関する支援を行うこと。
三　父子家庭の父及び児童に対し、父子家庭相互の交流の機会を提供することその他の必要な支援を行うこと。

2　都道府県及び市町村は、父子家庭生活向上事業に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

本則に次の一章を加える。

第十章　罰則

第四十八条　第十七条第二項、第三十条第四項、第三十一条の五第三項、第三十一条の七第二項、第三十一条の九第四項、第三十一条の十一第三項、第三十三条第二項、第三十五条第四項又は第三十五条の二第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則第六条第一項中「除く」の下に「。以下この項において単に「四十歳以上の配偶者のない女子」という」を加え、「同条第一項において準用する第十三条第一項各号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一　事業を開始し、又は継続するのに必要な資金
二　四十歳以上の配偶者のない女子が民法第八百七十七条の規定により扶養している二十歳以上である子その他これに準ずる者（次号及び第四号において「被扶養者」という。）の修学に必要な資金
三　四十歳以上の配偶者のない女子又は被扶養者が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金

四　前三号に掲げるもののほか、四十歳以上の配偶者のない女子及び被扶養者の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの

附則第六条第二項中「において準用する第十三条第一項及び第三項」を「及び第二項」に改める。

附則第七条第二項中「において準用する第十三条第一項及び第三項」を「及び第二項」に、「第三十二条第三項」を「同条第四項」に改める。

（児童扶養手当法の一部改正）

第三条　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項各号列記以外の部分中「母」を「母又は養育者」に、「第八号」を「第四号」に、「から第四号まで又は第十号から第十三号まで」を「、第二号、第五号又は第六号」に改め、「、養育者に対する手当にあつては児童が第一号から第七号まで又は第九号のいずれかに該当するとき」を削り、同項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を削り、第六号を第三号とし、第七号を第四号とし、第八号から第十号までを削り、第十一号を第五号とし、第十二号を第六号とし、第十三号を削り、同条第三項中「次の各号のいずれかに該当する」を「日本国内に住所を有しない」に改め、同項各号を削る。

第七条第一項中「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第一項」に改める。

第九条第一項中「所得税法」の下に「（昭和四十年法律第三十三号）」を加える。

第十三条の二を第十三条の三とする。

第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条の二　手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するときは、当該児童については、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

一　父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

二　父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつているとき。

三　母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつているとき。

四　父又は母の死亡について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付（以下この条において「遺族補償等」という。）を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

2　手当は、受給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

一　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

二　遺族補償等（父又は母の死亡について支給されるものに限る。）を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

第二十八条の二第二項中「就業支援」を「生活及び就業の支援（当該支援に関する情報の提供を含む。次項において同じ。）」に改め、同条第三項中「就業支援」を「生活及び就業の支援」に改める。

第三十条中「官公署」の下に「、日本年金機構」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定　公布の日

二　第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定　平成二十六年十月一日

三　第三条並びに附則第四条第三項及び第四項、第五条、第六条、第十一条並びに第十三条の規定　平成二十六年十二月一日

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（以下この条において「旧法」という。）第八条第一項の規定により委嘱されている母子自立支援員は、第二条の規定による改正後の母子及び寡婦福祉法（以下この条において「新法」という。）第八条第一項の規定により母子・父子自立支援員として委嘱されたものとみなす。

2　第二条の規定の施行前に旧法第十四条の規定により貸し付けられた旧法第十三条第一項第一号に掲げる資金については、なお従前の例による。

3　第二条の規定の施行の際現に旧法第二十条に規定する母子家庭等日常生活支援事業であって次の各号に掲げるものに相当するものを行い、又は休止している国及び都道府県以外の者のうち、同条又は旧法第二十一条の規定による届出をしているものは、第二条の規定の施行の日に当該各号に定める規定による届出をしたものとみなす。

一　新法第二十条に規定する母子家庭日常生活支援事業　同条又は新法第二十一条

二　新法第三十一条の七第四項に規定する父子家庭日常生活支援事業　同項において準用する新法第二十条又は第二十一条

4　第二条の規定の施行前にされた旧法第二十三条（旧法第三十三条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業の制限又は停止の命令は、新法第二十三条（新法第三十一条の七第四項又は第三十三条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業の制限又は停止を命ずる処分とみなす。

5　第二条の規定の施行前に旧法第三十二条第一項において読み替えて準用する旧法第十三条第一項又は第三項の規定により貸し付けられた資金（配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者の福祉を増進するための資金に限る。）については、なお従前の例による。

6　第二条の規定の施行の際現に旧法第三十三条第三項に規定する寡婦日常生活支援事業を行い、又は休止している国及び都道府県以外の者であって、同項又は同条第四項において準用する旧法第二十一条の規定による届出をしているものは、第二条の規定の施行の日に新法第三十三条第四項又は同条第五項において準用する新法第二十一条の規定による届出をしたものとみなす。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　平成二十六年十二月一日において第三条の規定による改正後の児童扶養手当法（以下この条において「新法」という。）の規定による児童扶養手当（以下この条において「新手当」という。）の支給要件（以下この条において「新支給要件」という。）に該当すべき者（第三条の規定による改正前の児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給要件（以下この条において「旧支給要件」という。）に該当していない者に限る。）は、同日前においても、同日に新支給要件に該当することを条件として、当該新手当について新法第六条第一項の規定による認定の請求の手続をとることができる。

2　前項の手続をとった者が、平成二十六年十二月一日において、新支給要件に該当しているときは、その者に対する新手当の支給は、新法第七条第一項の規定にかかわらず、同月から始める。

3　次の各号に掲げる者が、平成二十七年三月三十一日までの間に新法第六条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する新手当の支給は、新法第七条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一　平成二十六年十二月一日において現に新支給要件に該当している者（旧支給要件に該当していない者に限り、第一項の手続をとった者を除く。）　同月

二　平成二十六年十二月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新支給要件に該当するに至った者（旧支給要件に該当していない者に限る。）　その者が新支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月

4　第一項の手続をとった者及び前項第一号に掲げる者に対する新手当の支給に関し、新法第十三条の三の規定を適用する場合においては、同条第一項中「手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日」とあるのは、「平成二十六年十二月一日」とする。

（船員保険法の一部改正）

第五条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第九項中「第四条第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第二項第一号ただし書」に改め、同条第十項中「第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第一項第一号ただし書及び第二項第二号ただし書」に改める。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第六条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第五十九条第六項中「第四条第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第二項第一号ただし書」に改める。

附則第六十条第七項中「第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項第六号中「及び」の下に「父子家庭並びに」を加える。

（生活保護法の一部改正）

第八条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「母子家庭自立支援給付金」の下に「又は父子家庭自立支援給付金」を加える。

（社会福祉法の一部改正）

第九条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

第十四条第五項及び第六項、第十八条第三項及び第四項、第二十条並びに第二十一条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

（社会福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　前条の規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法第三十八条に規定する母子福祉施設を経営している国及び都道府県以外の者であって、前条の規定による改正前の社会福祉法（次項において「旧法」という。）第六十九条第一項又は第二項の規定による届出をしているものは、前条の規定の施行の日に、同条の規定による改正後の社会福祉法（次項において「新法」という。）第六十九条第一項又は第二項の規定による届出をしたものとみなす。

2　前項に規定する者に対し、前条の規定の施行前に行われた旧法第七十二条の規定による経営の制限又は停止を命ずる処分は、新法第七十二条の規定による経営の制限又は停止を命ずる処分とみなす。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第十一条　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「第四条第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第二項第一号ただし書」に改める。

附則第十五項中「第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書」に改める。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等の一部改正）

第十二条　次に掲げる法律の規定中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

一　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十条の見出し並びに同条第一項及び第三項から第五項まで

二　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第三

三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第八条の三

四　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）附則第六条第二項

（地方公務員災害補償法の一部改正）

第十三条　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の三第四項中「第四条第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第二項第一号ただし書」に改める。

附則第六条第四項中「第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書」に改める。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十四条　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六条のうち、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第八条の改正規定中「及び」の下に「を加え、同条第七項中「第三十三条の十五」の下に「、第三十五条第六項」を加え、同法第三十四条の十五及び第三十四条の十六の改正規定（同法第三十四条の十五第四項に係る部分に限る。）中「児童福祉審議会」を「市町村児童福祉審議会」に改め、同法第三十五条第四項の次に五項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）中「児童福祉審議会」を「都道府県児童福祉審議会」に改める。

第三十二条（見出しを含む。）中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条のうち、母子及び寡婦福祉法第二十八条の改正規定中「同条中」を「同条第一項中」に改め、同条に一項を加える改正規定中「同条に」を「同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に」に、「母子家庭等」を「母子家庭」に改める。

第三十五条のうち、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二中一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項の次に次のように加える改正規定中「一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項」を「一の四の項を一の五の項とし、一の三の項を一の四の項とし、一の二の項」に、「一の二　市町村長」を「一の三　市町村長」に改め、同法別表第四中一の四の項を一の五の項とし、一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項の次に次のように加える改正規定中「一の四の項を一の五の項とし、一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項」を「一の五の項を一の六の項とし、一の四の項を一の五の項とし、一の三の項を一の四の項とし、一の二の項」に、「一の二　市町村長」を「一の三　市町村長」に改める。

第五十四条のうち、次世代育成支援対策推進法第七条第四項の改正規定中「聴き、かつ、内閣総理大臣に協議する」を「聴く」に改め、同法第九条の改正規定の次に次のように加える。

第二十二条の見出しを「（主務大臣）」に改め、同条第一項及び第二項中「国家公安委員会」を「内閣総理大臣、国家公安委員会」に改め、同条第三項を削る。

（母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の一部改正）

第十五条　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を削り、同条第二項中「基本方針」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十一条第一項に規定する基本方針（次項及び第三項において「基本方針」という。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「前項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第十一条第二項第三号に規定する自立促進計画（以下この項において「自立促進計画」という。）を策定する同号」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条の見出し中「母子福祉団体等」を「母子・父子福祉団体等」に改め、同条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉団体その他」を「母子・父子福祉団体その他」に、「母子福祉団体等」を「母子・父子福祉団体等」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第十六条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十三の項及び四十四の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同表の四十五の項中「母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金」に改める。

別表第二の二十六の項及び三十の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子家庭自立支援給付金」を「給付金」に改め、同表の六十三の項及び六十四の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同表の六十五の項及び八十七の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子家庭自立支援給付金」を「給付金」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十七条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条のうち住民基本台帳法別表第一の七十三の項の改正規定中「被保険者に係る届出、」を削る。

第十九条のうち、住民基本台帳法別表第二の五の項の次に次のように加える改正規定（同表の五の七の項に係る部分に限る。）中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第十七条」を「第十七条第一項、第三十一条の七第一項」に改め、同改正規定（同表の五の八の項に係る部分に限る。）中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「の母子家庭自立支援給付金」を「（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）の給付金」に改める。

第十九条のうち住民基本台帳法別表第三の七の項の次に次のように加える改正規定（同表の七の六の項に係る部分に限る。）中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「（同法第三十一条第一項において準用する場合を含む。）若しくは同法」を「、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは」に、「第十七条」を「第十七条第一項、第三十一条の七第一項」に、「の母子家庭自立支援給付金」を「（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）の給付金」に改める。

第十九条のうち、住民基本台帳法別表第四の四の項の次に次のように加える改正規定（同表の四の七の項に係る部分に限る。）中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第十七条」を「第十七条第一項、第三十一条の七第一項」に改め、同改正規定（同表の四の八の項に係る部分に限る。）中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「の母子家庭自立支援給付金」を「（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）の給付金」に改める。

第十九条のうち住民基本台帳法別表第五の九の項に係る部分に限る。）中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「（同法第三十一条第一項において準用する場合を含む。）又は同法」を「、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は」に改める。

第十九条のうち住民基本台帳法別表第六の十七の項に係る部分に限る。）中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「（同法第三十一条第一項において準用する場合を含む。）若しくは同法」を「、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは」に、「第十七条」を「第十七条第一項、第三十一条の七第一項」に改める。

第十九条のうち、住民基本台帳法別表第四の四の項の次に次のように加える改正規定（同表の四の七の項に係る部分に限る。）中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第十七条」を「第十七条第一項、第三十一条の七第一項」に改め、同改正規定（同表の四の八の項に係る部分に限る。）中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「の母子家庭自立支援給付金」を「（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）の給付金」に改める。

第十九条のうち、住民基本台帳法別表第五第九号の次に六号を加える改正規定（同表第九号の三に係る部分に限る。）中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「（同法第三十二条第一項において準用する場合を含む。）若しくは同法」を「、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは」に、「第十七条」を「第十七条第一項、第三十一条の七第一項」に、「の母子家庭自立支援給付金」を「（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）の給付金」に改める。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十八条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第七十八号中「及び」の下に「父子並びに」を加える。

（政令への委任）

第十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年九月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百十三号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十八号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（母子及び寡婦福祉法施行令の一部改正）

第一条　母子及び寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令

目次中「・第二条」を「―第二条」に、「第二章　母子家庭等に対する福祉の措置（第三条―第三十一条）」を「第二章　母子家庭に対する福祉の措置（第三条―第三十条）　第三章　父子家庭に対する福祉の措置（第三十一条―第三十一条の十）」に、「第三章」を「第四章」に、「第四章」を「第五章」に、「第五章」を「第六章」に、「第六章」を「第七章」に改める。

第一条中「母子及び寡婦福祉法（」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号。」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（法第六条第二項第六号に規定する政令で定める男子）

第一条の二　法第六条第二項第六号に規定する政令で定める男子は、次に掲げる男子とする。

一　配偶者が法令により長期にわたつて拘禁されているためその扶養を受けることができない男子

二　婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの

第二章の章名を次のように改める。

第二章　母子家庭に対する福祉の措置

第三条第二号中「その者」を「配偶者のない女子」に改め、同条第三号中「又は配偶者のない女子が医療若しくは介護を受けている期間」を削り、同条第九号中「児童」の下に「又は配偶者のない女子の二十歳以上である子等」を加え、同号を同条第十号とし、同条第八号中「の高等学校」を「若しくは法第六条第六項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（以下単に「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）が同時に民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者（以下「配偶者のない女子の二十歳以上である子等」という。）の高等学校」に改め、「もの（以下」の下に「この章において」を加え、同号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「含む」の下に「。以下同じ」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　配偶者のない女子が医療又は介護を受けている期間中の生活を維持するのに必要な資金

第五条の見出しを「（児童及び配偶者のない女子の二十歳以上である子等に対する母子福祉資金の貸付け）」に改め、同条第一項中「規定する資金」を「掲げる資金」に改め、同条第二項中「児童」の下に「又は配偶者のない女子の二十歳以上である子等」を加え、「二十歳」を「同条第二項の規定による貸付けに係る二十歳」に改め、「場合（」の下に「生存している父のうちに次の各号の事情のいずれにも該当しない者がある場合を除き、」を加え、同項第一号中「（実父及び養父を含む。以下この項において同じ。）」を削り、同項第七号を削る。

第六条の見出しを「（貸付けの対象となる母子・父子福祉団体の事業）」に改め、同条第二項中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの」を「同条第一号に掲げる者の」に、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものを」を「同号に掲げる者を」に改める。

第七条中「それぞれ当該」を「当該」に改め、同条第一号中「この章において」を削り、「事業開始資金」を「母子事業開始資金」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同条第二号中「この章において「事業継続資金」を「母子事業継続資金」に改め、同条第三号中「この章において「修学資金」を「母子修学資金」に、「修学資金の」を「母子修学資金の」に改め、同号ただし書中「給付（第五号において」を「給付（以下」に、「修学資金」を「母子修学資金」に、「とする。第五号において」を「。以下」に改め、同号イ中「就学する児童」の下に「（配偶者のない女子の二十歳以上である子等を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「修学資金」を「母子修学資金」に、「以下」を「ロにおいて」に改め、同号ロ及びハ中「修学資金」を「母子修学資金」に改め、同条第四号中「この章において「技能習得資金」を「母子技能習得資金」に改め、同条第五号中「が同号」を「又は配偶者のない女子の二十歳以上である子等が同号」に、「この章において「就職支度資金」を「母子就職支度資

金」に改め、同条第七号中「この章において「医療介護資金」を「母子医療介護資金」に、「医療介護資金の」を「母子医療介護資金の」に改め、同号イ中「その者」を「配偶者のない女子」に、「医療介護資金」を「母子医療介護資金」に改め、同号ロ中「医療介護資金」を「母子医療介護資金」に改め、同条第八号中「第五号」を「第六号」に改め、「この章において」を削り、「生活資金」を「母子生活資金」に改め、同号ハ中「第三条第四号」を「第三条第五号」に改め、同号二中「次条第一項において」を「以下」に改め、同条第九号中「第三条第六号」を「第三条第七号」に、「この章において「住宅資金」を「母子住宅資金」に改め、同条第十号中「第三条第七号」を「第三条第八号」に、「以下この章において「転宅資金」を「次条第一項において「母子転宅資金」に改め、同条第十一号中「第三条第八号」を「第三条第九号」に、「この章において「就学支度資金」を「母子就学支度資金」に、「就学支度資金の」を「母子就学支度資金の」に改め、同号イ中「、中学校」を「若しくは中学校へ入学する児童」に、「児童又は」を「児童（配偶者のない女子の二十歳以上である子等を含む。以下この号において同じ。）又は」に、「就学支度資金」を「母子就学支度資金」に改め、同号ロ中「就学支度資金」を「母子就学支度資金」に改め、同条第十二号中「第三条第九号」を「第三条第十号」に、「以下この章において「結婚資金」を「次条第一項において「母子結婚資金」に改める。

第八条第一項の表事業開始資金の項中「事業開始資金」を「母子事業開始資金」に改め、同表事業継続資金の項中「事業継続資金」を「母子事業継続資金」に改め、同表修学資金の項中「修学資金」及び「当該資金」を「母子修学資金」に改め、「児童」の下に「又は配偶者のない女子の二十歳以上である子等」を加え、同表技能習得資金の項中「技能習得資金」を「母子技能習得資金」に改め、同表修業資金の項中「修業資金」を「母子修業資金」に改め、同表就職支度資金の項中「就職支度資金」を「母子就職支度資金」に改め、同表医療介護資金の項中「医療介護資金」を「母子医療介護資金」に改め、同表生活資金の項中「生活資金」を「母子生活資金」に改め、同表住宅資金の項中「住宅資金」を「母子住宅資金」に改め、同表転宅資金の項中「転宅資金」を「母子転宅資金」に改め、同表就学支度資金の項中「就学支度資金」及び「当該資金」を「母子就学支度資金」に改め、「児童」の下に「又は配偶者のない女子の二十歳以上である子等」を加え、同表結婚資金の項中「結婚資金」を「母子結婚資金」に改め、同条第四項中「修学資金、修業資金、就職支度資金」を「母子修学資金、母子修業資金、母子就職支度資金」に、「就学支度資金」を「母子就学支度資金」に改め、同条第五項中「事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金」を「母子事業開始資金、母子事業継続資金又は母子住宅資金」に改める。

第九条第一項中「修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金」を「母子修学資金、母子修業資金、母子就職支度資金又は母子就学支度資金」に改め、同条第三項中「の修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金」を「に係る母子修学資金、母子修業資金、母子就職支度資金又は母子就学支度資金」に改め、同条第四項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「事業開始資金又は事業継続資金」を「母子事業開始資金又は母子事業継続資金」に、「理事」を「役員（厚生労働省令で定める役員に限る。第十五条第二項第三号において同じ。）」に改める。

第十条中「修学資金、技能習得資金、修業資金及び生活資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金及び母子生活資金」に改める。

第十一条の見出し中「修学資金」を「母子修学資金」に改め、同条中「は、修学資金」を「は、母子修学資金」に、「修学資金の貸付金」を「当該母子修学資金の貸付金」に改める。

第十二条第一項中「修学資金の貸付けは」を「母子修学資金の貸付けは」に、「に掲げる」を「の各号に掲げる事由が生じた」に改め、「それぞれ」及び「各号に規定する」を削り、同項第一号中「修学資金」を「母子修学資金」に改め、同項第二号中「修学資金」及び「当該資金」を「母子修学資金」に改め、同項第三号中「修学資金」を「法第十三条第三項の規定により母子修学資金」に、「児童（」を「児童又は配偶者のない女子の二十歳以上である子等（同条第二項の規定による貸付けに係る」に改め、同条第二項中「技能習得資金及び生活資金」を「母子技能習得資金及び母子生活資金」に、「に掲げる」を「の各号に掲げる事由が生じた」に改め、「それぞれ」及び「各号に規定する」を削り、同項第一号から第四号までの規定中「貸付金」を「当該資金」に改め、同項第五号中「貸付金」を「当該資金」に、「技能習得資金」を「母子技能習得資金」に改め、同項第六号中「貸付金」を「当該資金」に改め、同条第三項中「修業資金の貸付けは」を「母子修業資金の貸付けは」に、「に掲げる」を「の各号に掲げる事由が生じた」に改め、「それぞれ」及び「各号に規定する」を削り、同項第一号中「修業資金」を「母子修業資金」に改め、同項第二号中「修業資金」及び「当該資金」を「母子修業資金」に改め、同項第三号中「修業資金」を「法第十三条第三項の規定により母子修業資金」に、「児童（」を「児童又は配偶者のない女子の二十歳以上である子等（同条第二項の規定による貸付けに係る」に改める。

第十三条中「同項ただし書」を「社会福祉法第七条第一項」に、「当該資金」を「当該母子福祉資金貸付金」に改め、同条第三号中「母子福祉資金」を「母子福祉資金貸付金」に改める。

第十四条中「修学資金」を「母子修学資金」に、「技能習得資金」を「母子技能習得資金」に、「修業資金」を「母子修業資金」に、「生活資金」を「母子生活資金」に、「貸付金」を「当該資金」に改める。

第十五条の見出しを「（母子・父子福祉団体に対する監督等）」に改め、同条第一項中「により貸付金」を「により母子福祉資金貸付金」に、「母子福祉団体は」を「母子・父子福祉団体は」に改め、同項第二号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「及びこの政令」を「に規定する要件及び」に、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」を「法第十四条各号に掲げる者」に改め、同項第三号中「貸付金」を「母子福祉資金貸付金」に改め、同条第二項中「母子福祉団体に」を「母子・父子福祉団体に」に、「は、その」を「は、当該」に改め、同項第一号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同項第二号中「その」を「当該」に改め、同項第三号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「理事」を「役員」に改める。

第十六条中「第八条」を「第八条第一項」に改め、同条第三号及び第四号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「その団体」を「当該母子・父子福祉団体」に改め、同条第五号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」を「法第十四条各号に掲げる者」に改め、同条第六号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「その団体」を「当該母子・父子福祉団体」に改める。

第十八条第一項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第十九条第一項第二号中「修学資金又は就学支度資金」を「母子修学資金又は母子就学支度資金」に、「修業資金」を「母子修業資金」に改める。

第二十三条中「この章」を「第三条から前条まで」に改める。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条　削除

第二十六条の見出しを「（配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに係る居宅等における便宜の供与等に関する措置の基準）」に改め、同条中「第十七条第一項」に、「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」を「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」に、「日常生活等」を「日常生活」に、「同条」を「同項」に改める。

第二十七条及び第二十八条を削る。

第二十九条の見出しを「（母子家庭自立支援教育訓練給付金）」に改め、同条第一項中「自立支援教育訓練給付金は」を「法第三十一条第一号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金（以下単に「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。）は」に改め、「として都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法に定める福祉に関する事務所をいう。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）が指定するもの」を削り、同項第一号中「自立支援教育訓練給付金」を「母子家庭自立支援教育訓練給付金」に、「扶養親族及び」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）及び」に改め、「児童扶養手当法施行令」の下に「（昭和三十六年政令第四百五号）」を加え、同項第二号中「雇用保険法」の下に「（昭和四十九年法律第百十六号）」を加え、同条第三項及び第四項中「自立支援教育訓練給付金」を「母子家庭自立支援教育訓練給付金」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十条の見出しを「（母子家庭高等職業訓練促進給付金）」に改め、同条第一項中「高等職業訓練促進給付金は」を「法第三十一条第二号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金（以下単に「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。）は」に、「高等職業訓練促進給付金の」を「母子家庭高等職業訓練促進給付金の」に改め、「として都道府県知事等が定めるもの」を削り、同条第三項中「高等職業訓練促進給付金の額」を「母子家庭高等職業訓練促進給付金の額」に改め、同項第一号中「高等職業訓練促進給付金」を「母子家庭高等職業訓練促進給付金」に、「次条第三項」を「次条第四項第一号」に改め、「免除された者及び」の下に「法第三十一条に規定する」を加え、「同項」を「同号」に改め、同条第四項中「高等職業訓練促進給付金」を「母子家庭高等職業訓練促進給付金」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十条の二の見出しを「（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金）」に改め、同条第三項中「高等職業訓練修了支援給付金」を「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「高等職業訓練修了支援給付金」を「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金」に、「（第三項」を「（第四項」に改め、同項第一号中「第三項」を「第四項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第三十一条第三号に規定する政令で定める給付金は、母子家庭高等職業訓練修了支援給付金とする。

第三十条の二を第二十九条とする。

第三十一条中「第二十七条から前条まで」を「前三条」に、「常用雇用転換奨励給付金、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金」を「母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等職業訓練促進給付金及び母子家庭高等職業訓練修了支援給付金」に改め、同条を第三十条とする。

第四十六条の見出しを削る。

第六章を第七章とする。

第四十五条の見出しを削り、同条第一項中「又は第三号」を「、第三号、第四号又は第六号から第八号まで」に改め、同条第二項第一号中「若しくは第三号」を「、第三号、第四号若しくは第六号から第八号まで」に、「若しくは第五号」を「から第六号まで若しくは第八号から第十一号まで」に改め、同項第二号中「又は第四十三条第三号」を「若しくは第五号又は第四十三条第三号若しくは第七号」に、「（常用雇用転換奨励給付金を除く。）」を「又は法第三十一条の十において準用する法第三十一条の規定により都道府県等が行う父子家庭自立支援給付金」に改める。

第五章を第六章とする。

第四十条中「第三十八条」を「第三十一条の七及び第三十八条」に改める。

第四十二条第一項中「の母子福祉資金貸付金」を加え、同項第一号中「母子福祉資金貸付金」の下に「、父子福祉資金貸付金」を加え、同項第二号中「貸付金の財源」を「福祉資金貸付金の財源」に改める。

第四章を第五章とする。

第三十二条の見出しを「（法第三十二条第一項第四号に規定する政令で定める資金）」に改め、同条中「第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項第四号」を「第三十二条第一項第四号」に改め、同条第一号中「第六条第三項」を「第六条第四項」に改め、同条第三号中「第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項第三号」を「第三十二条第一項第三号」に改め、「又は寡婦が医療若しくは介護を受けている期間」を削り、同条第八号中「寡婦等が扶養している二十歳以上である子等」を「寡婦の被扶養者」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号を削り、同条第六号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　法第三十二条第一項に規定する寡婦の被扶養者（以下単に「寡婦の被扶養者」という。）の高等学校、大学、高等専門学校若しくは専修学校への入学又は法第三十二条第一項第三号に規定する知識技能を習得させる施設であつて厚生労働大臣が定めるもの（以下「修業施設」という。）への入所に際し必要な資金

第三十二条第五号中「（住宅を建設し、又は購入する場合にあつては、当該住宅の用に供する土地又は借地権を取得するのに必要な資金を含む。）」を削り、同号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　寡婦が医療又は介護を受けている期間中の生活を維持するのに必要な資金

第三十三条の見出しを「（寡婦の被扶養者に対する寡婦福祉資金の貸付け）」に改め、同条第一項中「第三十二条第一項において準用する法第十三条第三項」を「第三十二条第二項」に改め、同項第一号中「第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項第二号」を「第三十二条第一項第二号」に改め、同項第二号中「第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項第三号」を「第三十二条第一項第三号」に、「寡婦等が扶養している二十歳以上である子等」を「寡婦の被扶養者」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第三十二条第二項の規定により寡婦の被扶養者に前項に規定する資金を貸し付けることができるのは、当該資金の貸付けを受けていた寡婦の死亡の際当該寡婦の被扶養者が次の各号のいずれかに該当する場合（生存している父のうちに次の各号の事情のいずれにも該当しない者がある場合を除き、当該資金の貸付けに係る第三十七条第四項の保証人がある場合にあつては、その同意があつたときに限る。）とする。

一　父と死別していること。

二　父の生死が明らかでないこと。

三　父から遺棄されていること。

四　父が海外にあるためその扶養を受けることができないこと。

五　父が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つているためその扶養を受けることができないこと。

六　父が法令により長期にわたつて拘禁されているためその扶養を受けることができないこと。

第三十四条の見出しを「（法第三十二条第三項に規定する政令で定める収入の基準等）」に改め、同条第一項中「第三十二条第二項」を「第三十二条第三項」に改め、「当該寡婦の収入が」及び「を超える場合」を削り、「所得とする。」を「所得」に、「額が」を「額について」に改め、同条第四項中「第三十二条第二項ただし書」を「第三十二条第三項ただし書」に改める。

第三十五条の見出しを「（貸付けの対象となる母子・父子福祉団体の事業）」に改め、同条中「第六条第二項の規定は、法第三十二条第三項」を「第六条第一項の規定は法第三十二条第四項に規定する政令で定める事業について、第六条第二項の規定は法第三十二条第四項」に改め、「ついて」の下に「、それぞれ」を加え、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」を「同号に掲げる者」に改める。

第三十六条中「第三十二条第五項」を「第三十二条第六項」に、「それぞれ当該」を「当該」に改め、同条第一号中「第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項第一号」を「第三十二条第一項第一号」に、「事業開始資金」を「寡婦事業開始資金」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同条第二号中「第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項第一号」を「第三十二条第一項第一号」に、「事業継続資金」を「寡婦事業継続資金」に改め、同条第三号中「第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項第二号」を「第三十二条第一項第二号」に、「「修学資金」を「「寡婦修学資金」に、「修学資金の」を「寡婦修学資金の」に改め、同号イ中「二十歳以上である子等」を「寡婦の被扶養者」に、「修学資金」を「寡婦修学資金」に、「寡婦等」を「寡婦」に改め、同号ロ及びハ中「二十歳以上である子等」を「寡婦の被扶養者」に、「修学資金」を「寡婦修学資金」に改め、同条第四号中「第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項第三号」を「第三十二条第一項第三号」に、「技能習得資金」を「寡婦技能習得資金」に改め、同条第五号中「第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項第三号」を「第三十二条第一項第三号」に、

「寡婦等が扶養している二十歳以上である子等」を「寡婦の被扶養者」に、「修業資金」を「寡婦修業資金」に改め、同条第六号中「以下「就職支度資金」を「次条第一項において「寡婦就職支度資金」に改め、同条第七号中「医療介護資金」を「寡婦医療介護資金」に改め、同条第八号中「及び第四号」を「から第五号まで」に、「生活資金」を「寡婦生活資金」に改め、同号ハ中「失業している期間中離職の日から一年を超えない範囲内の期間（以下「失業貸付期間」という。）」を「失業貸付期間」に改め、同条第九号中「第三十二条第五号」を「第三十二条第六号」に、「住宅資金」を「寡婦住宅資金」に改め、同条第十号中「第三十二条第六号」を「第三十二条第七号」に、「以下「転宅資金」を「次条第一項において「寡婦転宅資金」に改め、同条第十一号中「第三十二条第七号」を「第三十二条第八号」に、「「就学支度資金」を「「寡婦就学支度資金」に、「就学支度資金の」を「寡婦就学支度資金の」に改め、同号イ及びロ中「二十歳以上である子等」を「寡婦の被扶養者」に、「就学支度資金」を「寡婦就学支度資金」に改め、同条第十二号中「第三十二条第八号」を「第三十二条第九号」に、「以下「結婚資金」を「次条第一項において「寡婦結婚資金」に改める。

第三十七条第一項の表事業開始資金の項中「事業継続資金」を「寡婦事業継続資金」に改め、同表修学資金の項中「修業資金」を「寡婦修業資金」に改め、同表就職支度資金の項中「就職支度資金」を「寡婦就職支度資金」に改め、同表医療介護資金の項中「医療介護資金」を「寡婦医療介護資金」に改め、同表生活資金の項中「生活資金」を「寡婦生活資金」に改め、同表住宅資金の項中「住宅資金」を「寡婦住宅資金」に改め、同表転宅資金の項中「転宅資金」を「寡婦転宅資金」に改め、同表就学支度資金の項中「就学支度資金」及び「当該資金」を「寡婦就学支度資金」に、「二十歳以上である子等」を「寡婦の被扶養者」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　寡婦福祉資金貸付金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。

第三十七条に次の三項を加える。

3　前項の規定による寡婦福祉資金貸付金の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還は、それぞれ元利均等償還の方法によることを原則とする。ただし、寡婦福祉資金貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

4　寡婦修学資金、寡婦修業資金及び寡婦就学支度資金の貸付金は、無利子とし、その他の寡婦福祉資金貸付金については、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を年一・五パーセントとする。

5　寡婦事業開始資金、寡婦事業継続資金又は寡婦住宅資金の貸付金であつて、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水又はこれらに準ずる被害を受けた住宅に当該災害の当時居住していた者に対し、当該災害による被害を受けた日から一年以内に貸し付けられるものについては、第一項の規定にかかわらず、その据置期間を、貸付けの日から二年を超えない範囲内において、その者が受けた被害の種類及び程度に応じて厚生労働大臣が定める期間延長することができる。

第三十八条中「寡婦福祉資金」を「寡婦福祉資金貸付金」に改め、同条の表を次のように改める。

第九条第一項	母子修学資金、母子修業資金、母子就職支度資金又は母子就学支度資金	寡婦修学資金、寡婦修業資金又は寡婦就学支度資金
	配偶者のない女子が扶養している者	寡婦の被扶養者（第三十二条第八号に規定する寡婦の被扶養者をいう。以下同じ。）
第九条第二項	前条第四項	第三十七条第四項
	第十七条	第三十八条において準用する第十七条
第九条第三項	配偶者のない女子が扶養している者	寡婦の被扶養者
	母子修学資金、母子修業資金、母子就職支度資金又は母子就学支度資金	寡婦修学資金、寡婦修業資金又は寡婦就学支度資金
	就職し、又は	又は
第九条第四項	母子事業開始資金又は母子事業継続資金	寡婦事業開始資金又は寡婦事業継続資金
第十条	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金及び母子生活資金	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金及び寡婦生活資金
第十一条	母子修学資金	寡婦修学資金
第十二条第一項	母子修学資金の貸付けは	寡婦修学資金の貸付けは
第十二条第一項第一号	母子修学資金	寡婦修学資金
第十二条第一項第二号	母子修学資金	寡婦修学資金
	配偶者のない女子	寡婦
第十二条第一項第三号	第十三条第三項	第三十二条第二項
	母子修学資金	寡婦修学資金
	児童又は配偶者のない女子の二十歳以上である子等（同条第二項の規定による貸付けに係る二十歳以上である者を含む。）	寡婦の被扶養者
	第五条第二項各号	第三十三条第二項各号
第十二条第二項	母子技能習得資金及び母子生活資金	寡婦技能習得資金及び寡婦生活資金
第十二条第二項第一号	配偶者のない女子	寡婦
第十二条第二項第五号	母子技能習得資金	寡婦技能習得資金
第十二条第三項	母子修業資金の貸付けは	寡婦修業資金の貸付けは
第十二条第三項第一号	母子修業資金	寡婦修業資金
第十二条第三項第二号	母子修業資金	寡婦修業資金
	配偶者のない女子	寡婦

第十二条第三項第三号	第十三条第三項	第三十二条第二項	
	母子修業資金	寡婦修業資金	
	児童又は配偶者のない女子の二十歳以上である子等（同条第二項の規定による貸付けに係る二十歳以上である者を含む。）	寡婦の被扶養者	
第十四条	第五条第二項各号	第三十三条第二項各号	
	前二条	第三十八条において準用する第十二条（第二項第二号及び第三号を除く。）及び前条	
	母子修学資金	寡婦修学資金	
	母子技能習得資金	寡婦技能習得資金	
	母子修業資金	寡婦修業資金	
	母子生活資金	寡婦生活資金	
第十五条第一項	第十四条の規定により	第三十二条第四項において準用する法第十四条（各号を除く。）の規定により	
第十五条第一項第二号	第十四条に	第三十二条第四項において準用する法第十四条（各号を除く。）に	
	第六条	第三十五条において準用する第六条	
	法第十四条各号に掲げる者	寡婦	
第十五条第一項第三号及び第二項	第十四条	第三十二条第四項において準用する法第十四条（各号を除く。）	
第十六条	第八条第一項	第三十七条第一項	
第十六条第一号	第十三条第一号	第三十八条において準用する第十三条第一号	
第十六条第五号	法第十四条各号に掲げる者	寡婦	
第十八条第一項	第十六条	第三十八条において準用する第十六条	
第十九条第一項	第八条第一項	第三十七条第一項	
第十九条第一項第二号	母子修学資金又は母子就学支度資金	寡婦修学資金又は寡婦就学支度資金	
	母子修業資金	寡婦修業資金	
第二十条	第十五条第一項ただし書	第三十二条第五項において準用する法第十五条第一項ただし書	
	第八条第四項	第三十七条第四項	

	第九条第一項	第三十八条において準用する第九条第一項	
第二十三条	第三条から前条	第三十二条から第三十七条まで並びに第三十八条において準用する第九条から第十一条まで、第十二条（第二項第二号及び第三号を除く。）及び第十三条から第二十条	

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章　父子家庭に対する福祉の措置

（法第三十一条の六第一項第四号に規定する政令で定める資金）

第三十一条　法第三十一条の六第一項第四号に規定する政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。

一　法第六条第二項に規定する配偶者のない男子（以下単に「配偶者のない男子」という。）又は配偶者のない男子が扶養している児童の就職に際し必要な資金

二　配偶者のない男子若しくは配偶者のない男子が扶養している児童が医療を受けるのに必要な資金又は配偶者のない男子が介護を受けるのに必要な資金

三　配偶者のない男子が法第三十一条の六第一項第三号に規定する知識技能を習得している期間中の生活を維持するのに必要な資金

四　配偶者のない男子が医療又は介護を受けている期間中の生活を維持するのに必要な資金

五　配偶者のない男子が当該配偶者のない男子となつた事由の生じたときから七年を経過する日までの期間中の生活を維持するのに必要な資金

六　配偶者のない男子が失業している期間中の生活を維持するのに必要な資金

七　住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金

八　住居を移転するために必要な住宅の賃借に際し必要な資金

九　特に経済的に困難な事情にある配偶者のない男子が扶養している児童の小学校若しくは中学校への入学又は配偶者のない男子が扶養している児童若しくは法第六条第六項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（以下単に「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」という。）が同時に民法第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者（以下「配偶者のない男子の二十歳以上である子等」という。）の高等学校、大学、高等専門学校若しくは専修学校への入学若しくは法第三十一条の六第一項第三号に規定する知識技能を習得させる施設であつて厚生労働大臣が定めるもの（以下この章において「修業施設」という。）への入所に際し必要な資金

十　配偶者のない男子が扶養している児童又は配偶者のない男子の二十歳以上である子等の婚姻に際し必要な資金

（父子福祉資金の貸付けの継続）

第三十一条の二　法第三十一条の六第二項に規定する政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。

一　法第三十一条の六第一項第二号に規定する資金

二　法第三十一条の六第一項第三号に規定する資金であつて、配偶者のない男子が扶養している児童が同号に規定する知識技能を習得するのに必要なもの

（児童及び配偶者のない男子の二十歳以上である子等に対する父子福祉資金の貸付け）

第三十一条の三　法第三十一条の六第三項に規定する政令で定める資金は、前条各号に掲げる資金とする。

2　法第三十一条の六第三項の規定により児童又は配偶者のない男子の二十歳以上である子等（同条第二項の規定による貸付けに係る二十歳以上である者を含む。以下この項において同じ。）に前項に規定する資金を貸し付けることができるのは、当該資金の貸付けを受けていた配偶者のない男子の死亡の際当該児童又は配偶者のない男子の二十歳以上である子等が次の各号のいずれかに該当する場合（生存している母のうちに次の各号の事情のいずれにも該当しない者がある場合を除き、当該資金の貸付けに係る第三十一条の六第四項の保証人がある場合にあつては、その同意があつたときに限る。）とする。

一　母と死別していること。

二　母の生死が明らかでないこと。

三　母から遺棄されていること。

四　母が海外にあるためその扶養を受けることができないこと。

五　母が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つているためその扶養を受けることができないこと。

六　母が法令により長期にわたつて拘禁されているためその扶養を受けることができないこと。

（貸付けの対象となる母子・父子福祉団体の事業）

第三十一条の四　第六条第一項の規定は法第三十一条の六第四項に規定する政令で定める事業について、第六条第二項の規定は法第三十一条の六第四項に規定する同項第一号に掲げる者の自立の促進を図るための事業として政令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、第六条第二項中「同号」とあるのは、「法第三十一条の六第四項第一号」と読み替えるものとする。

（貸付金額の限度）

第三十一条の五　法第三十一条の六第七項に規定する父子福祉資金貸付金（以下単に「父子福祉資金貸付金」という。）の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　法第三十一条の六第一項第一号に規定する資金であつて、事業を開始するのに必要なもの（以下「父子事業開始資金」という。）　二百八十三万円（母子・父子福祉団体に対して貸し付ける父子事業開始資金については、四百二十六万円）

二　法第三十一条の六第一項第一号に規定する資金であつて、事業を継続するのに必要なもの（以下「父子事業継続資金」という。）　一回につき百四十二万円

三　法第三十一条の六第一項第二号に規定する資金（以下「父子修学資金」という。）　イからハまでに掲げる父子修学資金の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額。ただし、高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学する児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したことにより児童扶養手当等を受けることができなくなつた配偶者のない男子が扶養している当該児童に係る父子修学資金については、当該就学期間中その額に児童扶養手当法第五条第一項に規定する額を加算した額

イ　高等学校又は専修学校に就学する児童（配偶者のない男子の二十歳以上である子等を含む。以下この号において同じ。）（専修学校にあつては、高等課程を履修する児童に限る。）に係る父子修学資金　就学期間中月額四万五千円（当該配偶者のない男子と同居する児童及びこれに準ずると認められる児童以外の児童（ロにおいて「自宅外通学の児童」という。）にあつては、五万二千五百円）

ロ　大学、高等専門学校又は専修学校に就学する児童（専修学校にあつては、専門課程を履修する児童に限る。）に係る父子修学資金　就学期間中月額八万千円（自宅外通学の児童にあつては、九万六千円）

ハ　専修学校に就学する児童であつて、一般課程を履修するものに係る父子修学資金　就学期間中月額四万六千五百円

四　法第三十一条の六第一項第三号に規定する資金であつて、配偶者のない男子が同号に規定する知識技能を習得するのに必要なもの（以下「父子技能習得資金」という。）　知識技能を習得する期間中五年を超えない範囲内において月額六万八千円

五　法第三十一条の六第一項第三号に規定する資金であつて、配偶者のない男子が扶養している児童又は配偶者のない男子の二十歳以上である子等が同号に規定する知識技能を習得するのに必要なもの（以下「父子修業資金」という。）　知識技能を習得する期間中五年を超えない範囲内において月額六万八千円（修業施設において知識技能を習得する児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したことにより児童扶養手当等を受けることができなくなつた配偶者のない男子が扶養している当該児童に係るものについては、六万八千円に児童扶養手当法第五条第一項に規定する額を加算した額）

六　第三十一条第一号に規定する資金（以下「父子就職支度資金」という。）　十万円（通勤のために自動車を購入することが必要であると認められる場合にあつては、三十二万円）

七　第三十一条第二号に規定する資金（以下「父子医療介護資金」という。）　イ又はロに掲げる父子医療介護資金の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ　医療を受ける配偶者のない男子又は配偶者のない男子が扶養している児童に係る父子医療介護資金　三十四万円（特に経済的に困難な事情にあると認められる場合にあつては、四十八万円）

ロ　介護を受ける配偶者のない男子に係る父子医療介護資金　五十万円

八　第三十一条第三号から第六号までに規定する資金（以下「父子生活資金」という。）　イからニまでに掲げる期間の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額。ただし、ハに掲げる期間中の父子生活資金の貸付金額の合計額は、二百四十万円を超えることができない。

イ　知識技能を習得している期間　月額十四万千円

ロ　医療又は介護を受けている期間　月額十万三千円

ハ　第三十一条第五号に規定する期間（次条第一項において「生活安定貸付期間」という。）　月額十万三千円

ニ　失業貸付期間　月額十万三千円

九　第三十一条第七号に規定する資金（以下「父子住宅資金」という。）　一回につき二百万円

十　第三十一条第八号に規定する資金（次条第一項において「父子転宅資金」という。）　一回につき二十六万円

十一　第三十一条第九号に規定する資金（以下「父子就学支度資金」という。）　イ又はロに掲げる父子就学支度資金の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ　小学校若しくは中学校へ入学する児童、高等学校若しくは専修学校へ入学する児童（配偶者のない男子の二十歳以上である子等を含む。以下この号において同じ。）又は修業施設へ入所する児童に係る父子就学支度資金　十六万円（私立の高等学校又は専修学校の高等課程へ入学する児童にあつては、四十二万円）

ロ　大学、高等専門学校又は専修学校へ入学する児童（専修学校にあつては、専門課程へ入学する児童に限る。）に係る父子就学支度資金　三十八万円（私立の大学、高等専門学校又は専修学校へ入学する児童（専修学校にあつては、専門課程へ入学する児童に限る。）にあつては、五十九万円）

十二　第三十一条第十号に規定する資金（次条第一項において「父子結婚資金」という。）　三十万円

（貸付方法及び利率）

第三十一条の六　父子福祉資金貸付金の据置期間及び償還期限は、次のとおりとする。

資金の種別	据置期間	償還期限
父子事業開始資金	貸付けの日から一年間	据置期間経過後七年以内
父子事業継続資金	貸付けの日から六箇月間	据置期間経過後七年以内

父子修学資金	父子修学資金の貸付けにより修学をした者が当該修学を終了して後六箇月を経過するまで	据置期間経過後二十年以内（専修学校に就学する児童又は配偶者のない男子である子等であつて、十歳以上一般課程を履修するものに係る父子修学資金については、据置期間経過後五年以内）
父子技能習得資金	知識技能を習得する期間が満了して後一年を経過するまで	据置期間経過後二十年以内
父子修業資金	知識技能を習得する期間が満了して後一年を経過するまで	据置期間経過後六年以内
父子就職支度資金	貸付けの日から一年間	据置期間経過後六年以内
父子医療介護資金	医療又は介護を受ける期間が満了して後六箇月を経過するまで	据置期間経過後五年以内
父子生活資金	知識技能を習得する期間が満了して後六箇月を経過するまで	据置期間経過後二十年以内
	医療又は介護を受ける期間が満了して後六箇月を経過するまで	据置期間経過後五年以内
	失業貸付期間が満了して後六箇月を経過するまで	据置期間経過後八年以内
	生活安定貸付期間が満了して後六箇月を経過するまで	据置期間経過後七年以内
父子住宅資金	貸付けの日から六箇月間	据置期間経過後三年以内
父子転宅資金	貸付けの日から六箇月間	据置期間経過後三年以内
父子就学支度資金	父子就学支度資金の貸付けにより小学校又は中学校に入学した者が満十五歳に達した日の属する学年を終了して後（その者が死亡したときは、その死亡して後）六箇月を経過するまで	据置期間経過後二十年以内（専修学校に入学する児童又は配偶者のない男子である子等であつて、十歳以上一般課程を履修するものに係る父子就学支度資金については、据置期間経過後五年以内）
	父子就学支度資金の貸付けにより高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に入学した者が当該高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校における修学を終了して後（その者が死亡し、又は修学をすることをやめたときは、その死亡し、又はやめて後）六箇月を経過するまで	据置期間経過後五年以内
父子結婚資金	貸付けの日から六箇月間	据置期間経過後五年以内

2　父子福祉資金貸付金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。

3　前項の規定による父子福祉資金貸付金の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還は、それぞれ元利均等償還の方法によることを原則とする。ただし、父子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

4　父子修学資金、父子修業資金、父子就職支度資金（配偶者のない男子が扶養している児童に係るものに限る。）及び父子就学支度資金の貸付金は、無利子とし、その他の父子福祉資金貸付金については、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を年一・五パーセントとする。

5　父子事業開始資金、父子事業継続資金又は父子住宅資金の貸付金であつて、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水又はこれらに準ずる被害を受けた住宅に当該災害の当時居住していた者に対し、当該災害による被害を受けた日から一年以内に貸し付けられるものについては、第一項の規定にかかわらず、その据置期間を、貸付けの日から二年を超えない範囲内において、その者が受けた被害の種類及び程度に応じて厚生労働大臣が定める期間延長することができる。

（準用規定）

第三十一条の七　第九条から第二十条まで及び第二十二条から第二十四条までの規定は、父子福祉資金貸付金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九条第一項	母子修学資金、母子修業資金、母子就職支度資金又は母子就学支度資金	父子修学資金、父子修業資金、父子就職支度資金（配偶者のない男子（第三十一条第一号に規定する配偶者のない男子をいう。以下同じ。）が扶養している児童に係るものに限る。）又は父子就学支度資金
	配偶者のない女子	配偶者のない男子
第九条第二項	前条第四項	第三十一条の六第四項
	第十七条	第三十一条の七において準用する第十七条
第九条第三項	配偶者のない女子	配偶者のない男子
	母子修学資金、母子修業資金、母子就職支度資金又は母子就学支度資金	父子修学資金、父子修業資金、父子就職支度資金又は父子就学支度資金
第九条第四項	母子事業開始資金又は母子事業継続資金	父子事業開始資金又は父子事業継続資金
第十条	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金及び母子生活資金	父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金及び父子生活資金
第十一条	母子修学資金	父子修学資金
第十二条第一項	母子修学資金の貸付けは	父子修学資金の貸付けは
第十二条第一項第一号	母子修学資金	父子修学資金
第十二条第一項第二号	母子修学資金	父子修学資金
	配偶者のない女子	配偶者のない男子

第十二条第一項第三号	第十三条第三項	第三十一条の六第三項
	母子修学資金	父子修学資金
	配偶者のない女子の二十歳以上である子等（同条第二項	配偶者のない男子の二十歳以上である子等（第三十一条第九号に規定する配偶者のない男子の二十歳以上である子等をいう。以下同じ。）（法第三十一条の六第二項
	第五条第二項各号	第三十一条の三第二項各号
第十二条第二項	母子技能習得資金及び母子生活資金	父子技能習得資金及び父子生活資金
第十二条第二項第一号	配偶者のない女子	配偶者のない男子
第十二条第二項第五号	母子技能習得資金	父子技能習得資金
第十二条第三項	母子修学資金の貸付けは	父子修学資金の貸付けは
第十二条第三項第一号	母子修学資金	父子修学資金
第十二条第三項第二号	母子修学資金	父子修学資金
	配偶者のない女子	配偶者のない男子
第十二条第三項第三号	第十三条第三項	第三十一条の六第三項
	母子修学資金	父子修学資金
	配偶者のない女子の二十歳以上である子等	配偶者のない男子の二十歳以上である子等
	第五条第二項各号	第三十一条の三第二項各号
第十四条	母子修学資金	父子修学資金
	母子技能習得資金	父子技能習得資金
	母子修業資金	父子修業資金
	母子生活資金	父子生活資金
第十五条第一項	第十四条の規定により	第三十一条の六第四項及び同項において準用する法第十四条（各号を除く。）の規定により
第十五条第二項	第十四条に	第三十一条の六第四項及び同項において準用する法第十四条（各号を除く。）に
	及び第六条	並びに第三十一条の四において準用する第六条
	第十四条各号	第三十一条の六第四項各号
第十五条第一項第三号及び第二項	第十四条	第三十一条の六第四項及び同項において準用する法第十四条（各号を除く。）

第十六条	第八条第一項	第三十一条の六第一項
第十六条第一号	第十三条第一号	第三十一条の七において準用する第十三条第一号
第十六条第五号	第十四条各号	第三十一条の六第四項各号
第十八条第一項	第十六条	第三十一条の七において準用する第十六条
第十九条第一項	第八条第一項	第三十一条の六第一項
第十九条第一項第二号	母子修学資金又は母子就学支度資金	父子修学資金又は父子就学支度資金
第二十条	母子修業資金	父子修業資金
	第十五条第一項ただし書	第三十一条の六第五項において準用する法第十五条第一項ただし書
	第八条第四項	第三十一条の六第四項
	第九条第一項	第三十一条の七において準用する第九条第一項
第二十二条	第十五条第二項	第三十一条の六第五項において準用する法第十五条第二項
第二十三条	第三条から前条まで	第三十一条から第三十一条の六まで並びに第三十一条の七において準用する第九条から第二十条まで及び前条

（配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに係る居宅等における便宜の供与等に関する措置の基準）

第三十一条の八　法第三十一条の七第一項の措置は、当該配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの現に日常生活に支障が生じている状況に応じて適切な同項に規定する便宜を供与し、又は当該便宜を供与することを委託して行うものとする。

（父子家庭自立支援教育訓練給付金等）

第三十一条の九　法第三十一条の十において準用する法第三十一条第三号に規定する政令で定める給付金は、父子家庭高等職業訓練修了支援給付金とする。

2　第二十七条、第二十八条及び第二十九条第二項から第四項までの規定は、父子家庭自立支援給付金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十七条第一項	第三十一条第一号	第三十一条の十において準用する法第三十一条第一号
	母子家庭自立支援教育訓練給付金	父子家庭自立支援教育訓練給付金
	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（第三十一条第九号に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものをいう。以下同じ。）

第二十七条第三項及び第四項	母子家庭自立支援教育訓練給付金	父子家庭自立支援教育訓練給付金
第二十八条第一項	第三十一条第二号	第三十一条の十において準用する法第三十一条第二号
	母子家庭高等職業訓練促進給付金	父子家庭高等職業訓練促進給付金
	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第二十八条第三項	母子家庭高等職業訓練促進給付金の額	父子家庭高等職業訓練促進給付金の額
第二十八条第三項第一号	母子家庭高等職業訓練促進給付金	父子家庭高等職業訓練促進給付金
	第三十一条	第三十一条の十において準用する法第三十一条
第二十八条第四項	母子家庭高等職業訓練促進給付金	父子家庭高等職業訓練促進給付金
第二十九条第二項	母子家庭高等職業訓練修了支援給付金	父子家庭高等職業訓練修了支援給付金
第二十九条第二項第一号	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第二十九条第四項	母子家庭高等職業訓練修了支援給付金	父子家庭高等職業訓練修了支援給付金

（厚生労働省令への委任）

第三十一条の十　前条第一項並びに同条第二項において準用する第二十七条、第二十八条及び第二十九条第二項から第四項までに定めるもののほか、父子家庭自立支援教育訓練給付金、父子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金の支給の手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附則第三条中「修学資金」を「母子修学資金」に、「修業資金」を「母子修業資金」に、「就職支度資金」を「母子就職支度資金」に、「就学支度資金」を「母子就学支度資金」に改める。

附則第五条の見出し中「高等職業訓練促進給付金」を「母子家庭高等職業訓練促進給付金」に改め、同条中「現に」の下に「整備政令第一条の規定による改正前の」を加え、「同項に」を「第二十八条第一項に」に、「高等職業訓練促進給付金」を「母子家庭高等職業訓練促進給付金」に改め、同条を附則第六条とする。

附則第四条の見出し中「高等職業訓練促進給付金」を「母子家庭高等職業訓練促進給付金」に改め、同条中「現に」の下に「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第三百十三号。次条において「整備政令」という。）第一条の規定による改正前の」を加え、「同令」を「母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令」に、「同項に」を「第二十八条第一項に」に、「高等職業訓練促進給付金」を「母子家庭高等職業訓練促進給付金」に改め、同条を附則第五条とし、附則第三条の次に次の一条を加える。

（法附則第六条第一項第四号に規定する政令で定める資金）

第四条　法附則第六条第一項第四号に規定する政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。

一　法附則第六条第一項に規定する四十歳以上の配偶者のない女子（以下この条において単に「四十歳以上の配偶者のない女子」という。）の就職に際し必要な資金

二　四十歳以上の配偶者のない女子が医療又は介護を受けるのに必要な資金

三　四十歳以上の配偶者のない女子が法附則第六条第一項第三号に規定する知識技能を習得している期間中の生活を維持するのに必要な資金

四　四十歳以上の配偶者のない女子が医療又は介護を受けている期間中の生活を維持するのに必要な資金

五　四十歳以上の配偶者のない女子が失業している期間中の生活を維持するのに必要な資金

六　住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金

七　住居を移転するために必要な住宅の賃借に際し必要な資金

八　法附則第六条第一項第二号に規定する被扶養者（次号において単に「被扶養者」という。）の高等学校、大学、高等専門学校若しくは専修学校への入学又は同項第三号に規定する知識技能を習得させる施設であって厚生労働大臣が定めるものへの入所に際し必要な資金

九　被扶養者の婚姻に際し必要な資金

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第二条　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十一条に規定する母子家庭自立支援給付金」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第二十九条第一項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第三十一条の九第一項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」に、「「母子家庭自立支援給付金」を「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」に改める。

第四条第一項中「母子家庭自立支援給付金」を「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」に改め、同条第二項中「該当する」を「掲げる」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第一号中「者については、当該」を「者　当該」に改め、同項第二号中「者については、その」を「者　その」に改め、同項第三号中「養育者に限る。）については、二十七万円」を「母及び父を除く。）　二十七万円」に改め、同項第四号中「者については、二十七万円」を「者　二十七万円」に改め、同項第五号中「者については、当該」を「者　当該」に改める。

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第三条　児童扶養手当法施行令の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第一条の三を第二条とする。

第六条の次に次の三条を加える。

（法第十三条の二第一項第四号の政令で定める法令）

第六条の二　法第十三条の二第一項第四号に規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。

一　国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）

二　船員法（昭和二十二年法律第百号）

三　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）

四　労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）

五　警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）

六　海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）

七　証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）

（法第十三条の二第一項の規定による手当の支給の制限）

第六条の三　法第十三条の二第一項の規定による母又は養育者（以下この項において「母等」という。）に対する手当の支給の制限は、月を単位として、次の各号に掲げる受給資格者（法第六条第一項に規定する受給資格者をいう。次条第一項において同じ。）の区分に応じ、公的年金給付等合算額（法第十三条の二第一項第一号に規定する公的年金給付の額、同項第二号に規定する公的年金給付（同号に規定する加算に係る部分に限る。）の額及び同項第四号に規定する遺族補償等の額を合算して得た額をいう。以下この項において同じ。）が当該各号に定める額未満であるときは手

当のうち公的年金給付等合算額に相当する部分について、公的年金給付等合算額が第一号に定める額以上であるときは手当のうち同号に定める額について、公的年金給付等合算額が第二号に定める額以上であるときは手当の全部について、行うものとする。

一　法第九条第一項の規定の適用により手当の一部を支給しないこととされる母等（法第十条又は第十一条の規定の適用を受ける母等を除く。）手当（法第九条第一項の規定の適用によりその一部を支給しないこととされる部分を除く。）の額

二　法第九条第一項又は第九条の二から第十一条までの規定の適用を受ける母等以外の母等　手当の額

2　前項に規定する公的年金給付等合算額は、次の各号の規定によつて計算する。

一　法第十三条の二第一項第一号に規定する公的年金給付の額に加算が行われるときは、その加算された後の額による。

二　次のイからヌまでに掲げる規定によりその支給が停止された当該イからヌまでに定める給付については、厚生労働省令で定める方法によつて計算した額について、その支給が停止されていないものとみなす。

イ　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）附則第五条第四項　同項に規定する障害年金

ロ　船員保険法附則第五条第四項　同項に規定する遺族年金

ハ　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）附則第五十九条第三項　同項に規定する障害補償年金

ニ　労働者災害補償保険法附則第六十条第三項　同項に規定する遺族補償年金

ホ　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）附則第十項　同項に規定する障害補償年金

ヘ　国家公務員災害補償法附則第十四項　同項に規定する遺族補償年金

ト　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）附則第五条の三第三項　同項に規定する障害補償年金

チ　地方公務員災害補償法附則第六条第三項　同項に規定する遺族補償年金

リ　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）附則第一条の三第五項　同項に規定する障害補償年金

ヌ　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第二条第四項において準用する同令附則第一条の三第五項　同項に規定する遺族補償年金

三　法第十三条の二第一項第一号に規定する公的年金給付の額又は同項第二号に規定する公的年金給付（同号に規定する加算に係る部分に限る。）の額が年を単位として定められているときは、これらの給付の額を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）による。

四　二人以上の者が共同して法第十三条の二第一項第一号に規定する公的年金給付又は同項第四号に規定する遺族補償等を受けることができるときは、これらの給付の額を受給権者の数で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）による。

五　法第十三条の二第一項第一号若しくは第二号に規定する公的年金給付又は同項第四号に規定する遺族補償等の全額につき支給が停止されている場合におけるこれらの給付の額は、それぞれ零とする。

六　法第十三条の二第一項第四号に規定する遺族補償等については、当該遺族補償等の額を七十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）による。

七　法第四条に定める要件に該当する児童（以下この号において「支給要件該当児童」という。）が複数ある場合における公的年金給付等合算額は、前各号の規定によるほか、次のイからハまでの規定によつて計算する。

イ　公的年金給付等合算額は、全ての支給要件該当児童の児童別公的年金給付等合算額を合算して計算する。

ロ　イに規定する児童別公的年金給付等合算額は、支給要件該当児童ごとの法第十三条の二第一項第一号に規定する公的年金給付の額、同項第二号に規定する公的年金給付（同号に規定する加算に係る部分に限る。）の額及び同項第四号に規定する遺族補償等の額を合算して計算する。

ハ　次の(1)又は(2)に掲げる支給要件該当児童の児童別公的年金給付等合算額については、ロの規定にかかわらず、それぞれ(1)又は(2)に定める額を上限とする。

(1)　第一順位児童（支給要件該当児童のうちロの規定によつて計算した児童別公的年金給付等合算額が最も低い額である者（二人以上ある場合にあつては、そのうちの一人）をいう。(2)において同じ。）以外の支給要件該当児童のうちロの規定によつて計算した児童別公的年金給付等合算額が最も低い額である者（二人以上ある場合にあつては、そのうちの一人。(2)において「第二順位児童」という。）　五千円

(2)　第一順位児童及び第二順位児童以外の支給要件該当児童　三千円

八　前各号の規定によつて計算した額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。

3　法第十三条の二第一項の規定による父に対する支給の制限については、前二項の規定を準用する。この場合において、第一項中「同項第二号」とあるのは「同項第三号」と、同項第一号中「母等」とあるのは「父」と、「第十条又は第十一条」とあるのは「第十条」と、同項第二号中「第九条の二から第十一条まで」とあるのは「第十条」と、「母等」とあるのは「父」と、前項第三号中「同項第二号」とあるのは「同項第三号」と、同項第五号中「第二号」とあるのは「第三号」と、同項第七号ロ中「同項第二号」とあるのは「同項第三号」と読み替えるものとする。

（法第十三条の二第二項の規定による手当の支給の制限）

第六条の四　法第十三条の二第二項の規定による手当の支給の制限は、月を単位として、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、公的年金給付等合算額（同項第一号に規定する公的年金給付の額及び同項第二号に規定する遺族補償等の額を合算して得た額をいう。以下この項において同じ。）が当該各号に定める額未満であるときは手当のうち公的年金給付等合算額に相当する部分について、公的年金給付等合算額が第一号に定める額以上であるときは手当のうち同号に定める額について、公的年金給付等合算額が第二号に定める額以上であるときは手当の全部について、行うものとする。

一　法第九条第一項又は第十三条の二第一項の規定により手当の一部を支給しないこととされる受給資格者（法第九条第一項、第九条の二から第十一条まで又は第十三条の二第一項の規定の適用により手当の全部を支給しないこととされる受給資格者を除く。）　手当（法第九条第一項又は第十三条の二第一項の規定の適用によりその一部を支給しないこととされる部分を除く。）の額

二　法第九条第一項、第九条の二から第十一条まで又は第十三条の二第一項の規定の適用により手当の全部を支給しないこととされる受給資格者及び前号に掲げる受給資格者以外の受給資格者　手当の額

2　前項に規定する公的年金給付等合算額は、次の各号の規定によつて計算する。

一　法第十三条の二第二項第一号に規定する公的年金給付の額に加算が行われるときは、その加算された後の額による。

二　次のイからヌまでに掲げる規定によりその支給が停止された当該イからヌまでに定める給付については、厚生労働省令で定める方法によつて計算した額について、その支給が停止されていないものとみなす。

イ　船員保険法附則第五条第四項　同項に規定する障害年金

ロ　船員保険法附則第五条第四項　同項に規定する遺族年金

ハ　労働者災害補償保険法附則第五十九条第三項　同項に規定する障害補償年金

ニ　労働者災害補償保険法附則第六十条第三項　同項に規定する遺族補償年金

ホ　国家公務員災害補償法附則第十項　同項に規定する障害補償年金

ヘ　国家公務員災害補償法附則第十四項　同項に規定する遺族補償年金
ト　地方公務員災害補償法附則第五条の三第三項　同項に規定する障害補償年金
チ　地方公務員災害補償法附則第六条第三項　同項に規定する遺族補償年金
リ　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第一条の三第五項　同項に規定する障害補償年金
ヌ　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第二条第四項において準用する同令附則第一条の三第五項　同項に規定する遺族補償年金

三　法第十三条の二第二項第一号に規定する公的年金給付の額が年を単位として定められているときは、当該公的年金給付の額を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）による。

四　二人以上の者が共同して法第十三条の二第二項第一号に規定する公的年金給付又は同項第二号に規定する遺族補償等を受けることができるときは、これらの給付の額を受給権者の数で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）による。

五　法第十三条の二第二項第一号に規定する公的年金給付又は同項第二号に規定する遺族補償等の全額につき支給が停止されている場合におけるこれらの給付の額は、それぞれ零とする。

六　法第十三条の二第二項第二号に規定する遺族補償等については、当該遺族補償等の額を七十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）による。

七　前各号の規定によって計算した額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。

第七条の見出しを「（法第十三条の三第一項の規定により支給しない手当の額）」に改め、同条中「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第一項」に、「第十三条の二」を「第十三条の三の」に改める。

第八条（見出しを含む。）中「第十三条の二第二項」を「第十三条の三第二項」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百六十七条の二第一項第三号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉団体若しくは」を「母子・父子福祉団体若しくは」に、「母子福祉団体等」を「母子・父子福祉団体等」に、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」を「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第百七十四条の三十一の見出し中「及び」の下に「父子家庭並びに」を加え、同条第一項中「母子家庭及び」の下に「父子家庭並びに」を加え、「母子及び寡婦福祉法及び母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に、「以下この条及び第百七十四条の四十九の九」を「第三項及び第百七十四条の四十九の九第一項」に、「に係る同法第二十二条の規定による質問等及び同法第二十三条の規定による制限又は停止の命令並びに指定都市が行う同法第三十三条第三項」を「、同法第三十一条の七第四項に規定する父子家庭日常生活支援事業（第三項及び第百七十四条の四十九の九第一項において「父子家庭日常生活支援事業」という。）又は同法第三十三条第四項」に、「第三十三条第四項において準用する同法第二十二条の規定による質問等及び同法第二十三条」を「第二十二条（同法第三十一条の七第四項及び第三十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による質問等及び同法第二十三条（同法第三十一条の七第四項及び第三十三条第五項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「母子及び寡婦福祉法第二十条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第二十条」に改め、「母子家庭等日常生活支援事業を」を削り、「第三十三条第四項」を「第三十一条の七第四項中「第二十一条から第二十四条までの規定は父子家庭日常生活支援事業を行う者」とあるのは「第二十一条及び第二十四条の規定は父子家庭日常生活支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同法第三十三条第五項」に改め、「、寡婦日常生活支援事業を行う者（都道府県を除く。）」の下に「について、それぞれ」を加え、「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、「同令」の下に「第三十一条の七及び」を加え、「にあつては、同項ただし書に規定する地方社会福祉審議会」を削り、「地方自治法施行令」の下に「（昭和二十二年政令第十六号）」を加え、「にあつては、地方社会福祉審議会（社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。）」を削り、同条第三項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に、「並びに」を「、同法第三十一条の七第四項において準用する同法第二十二条第一項の規定による父子家庭日常生活支援事業についての都道府県知事の質問等に関する規定及び同法第三十一条の七第四項において準用する同法第二十三条の規定による父子家庭日常生活支援事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定並びに」に、「第三十三条第四項」を「第三十三条第五項」に改める。

第百七十四条の四十九の九の見出し中「及び」の下に「父子家庭並びに」を加え、同条第一項中「母子家庭及び」の下に「父子家庭並びに」を加え、「母子及び寡婦福祉法及び母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業」に改め、「に係る同法第二十二条」及び「及び同法第二十三条」の下に「（同法第三十一条の七第四項及び第三十三条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「並びに中核市が行う寡婦日常生活支援事業に係る同法第三十三条第四項において準用する同法第二十二条の規定による質問等及び同法第三十三条第四項において準用する同法第二十三条の規定による制限又は停止の命令」を削り、同条第二項中「母子及び寡婦福祉法第二十条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第二十条」に改め、「母子家庭等日常生活支援事業を」を削り、「第三十三条第四項」を「第三十一条の七第四項中「第二十一条から第二十四条までの規定は父子家庭日常生活支援事業を行う者」とあるのは「第二十一条及び第二十四条の規定は父子家庭日常生活支援事業を行う者について、第二十二条及び第二十三条の規定は父子家庭日常生活支援事業を行う者（都道府県を除く。）」の下に「について、それぞれ」を加え、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、「同令」の下に「第三十一条の七及び」を加え、「同項ただし書」を「社会福祉法第七条第一項」に改める。

（地方公営企業法施行令の一部改正）

第五条　地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の十四第一項第三号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉団体若しくは」を「母子・父子福祉団体若しくは」に、「母子福祉団体等」を「母子・父子福祉団体等」に、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」を「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

（厚生年金保険法施行令及び国民年金法施行令の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書」に改める。

一　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の三第二号

二　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第四条の四の二第一項第五号

（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正）

第七条　非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第七項第一号中「第四条第二項第二号、第五号若しくは第十号若しくは第三項第二号」を「第十三条の二第一項第一号から第三号まで若しくは第二項第一号」に改め、同項第二号中「第四条第二項第三号、第八号、第九号又は第十三号」を「第十三条の二第一項第四号又は第二項第二号」に改める。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正）

第八条　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の三第七項中「第四条第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第二項第一号ただし書」に改める。

附則第二条第五項中「第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書」に改める。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第九条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七の二第二号中「第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書」に改める。

附則第八条の二第一号中「第四条第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第二項第一号ただし書」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第十条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の三第二号中「第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書」に改める。

附則第五十三条の十二の三第一号中「第四条第二項第二号ただし書」を「第十三条の二第二項第一号ただし書」に改める。

（指定都市、中核市又は特例市の指定があった場合における必要な事項を定める政令の一部改正）

第十一条　指定都市、中核市又は特例市の指定があった場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「母子福祉資金」の下に「、父子福祉資金」を加え、同条第一項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

（法人税法施行令の一部改正）

第十二条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号ヘ中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第六条第二項」を「第六条第三項」に、「同条第三項に規定する寡婦」を「同条第四項に規定する寡婦（次号ロにおいて「寡婦」という。）」に改め、同項第三号中「母子及び寡婦福祉法第六条第六項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第六項」に、「母子福祉団体が」を「母子・父子福祉団体が」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「母子福祉団体の」を「母子・父子福祉団体の」に改め、同号イ中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉団体に」を「母子・父子福祉団体に」に、「第三十二条第三項（母子福祉団体」を「第三十一条の六第四項（母子・父子福祉団体で父子家庭の父を使用するものに対する準用）又は第三十二条第四項（母子・父子福祉団体」に改め、同号ロ中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「において」の下に「同条第二項の規定に従つて」を、「事業」の下に「（同法第三十四条第二項（売店等の設置の許可等）の規定により寡婦をその業務に従事させて行われているものを含む。）」を加える。

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第十三条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の見出しを「（母子及び父子並びに寡婦福祉法関係）」に改め、同条第一項中「母子及び寡婦福祉法（」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（」に改め、同条第二項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第三項中「が母子及び寡婦福祉法」を「が母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第四項中「が母子及び寡婦福祉法」を「が母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、同条第五項中「が母子及び寡婦福祉法」を「が母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第十四条　次に掲げる政令の規定中「第四条第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第二項第一号ただし書」に改める。

一　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）第七条第一号

二　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第七条第一号

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十五条　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第十六条　平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号及び第三十二条第二項第一号中「第四条第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第二項第一号ただし書」に改める。

第三十三条第二項第一号中「第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書」に改める。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十七条　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に、「母子休養ホーム」を「母子・父子休養ホーム」に改める。

（平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての母子及び寡婦福祉法施行令の臨時特例に関する政令の一部改正）

第十八条　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての母子及び寡婦福祉法施行令の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第百六十一号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改める。

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正）

第十九条　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第十一号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第二十条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第十九号及び第二十三号、第九十二条第八号並びに第九十六条第九号中「母子及び」の下に「父子並びに」を加える。

附則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、第三条、第六条から第十条まで、第十四条及び第十六条の規定は、同年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十七年七月以前の月分の児童扶養手当に係る第二条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令（以下この項及び次項において「新令」という。）第三条第一項及び第四条第一項の規定の適用については、新令第三条第一項中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第二十九条第一項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第三十一条の九第一項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十八号）第二条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十一条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」と、新令第四条第一項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」とする。

3　平成二十七年八月から平成二十八年七月までの月分の児童扶養手当に係る新令第三条第一項及び第四条第一項の規定の適用については、新令第三条第一項中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十八号）第二条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十一条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、新令第四条第一項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
国土交通大臣　太田　昭宏

○厚生労働省令第百十五号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十八号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十六年九月三十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（母子及び寡婦福祉法施行規則の一部改正）

第一条　母子及び寡婦福祉法施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則

第一条の二の見出し中「第十七条」を「第十七条第一項」に改め、同条中「母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号。以下「法」という。）第十七条」を「法第十七条第一項」に改め、同条第一号及び第三号中「第十七条」を「第十七条第一項」に改め、同条を第一条の四とする。

第一条第一項中「令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号。以下「令」という。）」に、「貸付金」を「母子福祉資金貸付金」に改め、同条を第一条の三とし、同条の前に次の二条を加える。

（法第六条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める法人等）

第一条　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号。以下「法」という。）第六条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める法人は、次の各号に掲げる法人とし、同項第二号に規定する厚生労働省令で定める役員は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める役員とする。

一　公益社団法人又は公益財団法人　理事

二　一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）のうち、次に掲げるもの　理事

イ　その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的とせず、かつ、その事業を運営するための組織が適正である法人であつて次に掲げる要件を全て満たすもの（清算中に次に掲げる要件の全てに該当することとなつたものを除く。）

(1)　その定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること。

(2)　その定款に解散したときはその残余財産が国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属する旨の定めがあること。

(i)　公益社団法人又は公益財団法人

(ii)　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五条第十七号イからトまでに掲げる法人

(3)　(1)及び(2)の定款の定めに反する行為（(1)、(2)及び(4)に掲げる要件の全てに該当していた期間において、剰余金の分配又は残余財産の分配若しくは引渡し以外の方法（合併による資産の移転を含む。）により特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。）を行うことを決定し、又は行つたことがないこと。

(4)　各理事（清算人を含む。以下この(4)及びロ(7)において同じ。）について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と次に掲げる特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一以下であること。

(i)　当該理事の配偶者

(ii)　当該理事の三親等以内の親族

(iii)　当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(iv)　当該理事の使用人

(v)　(i)から(iv)までに掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

(vi)　(iii)から(v)までに掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

ロ　その会員から受け入れる会費により当該会員に共通する利益を図るための事業を行い、かつ、その事業を運営するための組織が適正である法人であつて次に掲げる要件を全て満たすもの（清算中に次に掲げる要件の全てに該当することとなつたものを除く。）

(1)　その会員の相互の支援、交流、連絡その他の当該会員に共通する利益を図る活動を行うことをその主たる目的としていること。

(2)　その定款（定款に基づく約款その他これに準ずるものを含む。）に、その会員が会費として負担すべき金銭の額の定め又は当該金銭の額を社員総会若しくは評議員会の決議により定める旨の定めがあること。

(3)　その主たる事業として収益事業を行つていないこと。

(4)　その定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと。

(5)　その定款に解散したときはその残余財産が特定の個人又は団体（国若しくは地方公共団体、イ(2)(i)若しくは(ii)に掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人若しくは一般財団法人を除く。）に帰属する旨の定めがないこと。

(6)　(1)から(5)まで及び(7)に掲げる要件の全てに該当していた期間において、特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法（合併による資産の移転を含む。）により特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。

(7)　各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事とイ(4)(i)から(vi)までに掲げる特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一以下であること。

三　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人　理事

（法第十二条第五項に規定する厚生労働省令で定める方法）

第一条の二　法第十二条第五項に規定する厚生労働省令で定める方法は、同条第一項に規定する自立促進計画の素案及び当該素案に対する意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段により住民に周知する方法とする。

（令第九条第四項に規定する厚生労働省令で定める役員）

第一条の三　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号。以下「令」という。）第九条第四項に規定する厚生労働省令で定める役員は、社会福祉法人にあつてはその理事とし、第一条各号に掲げる法人にあつてはその区分に応じ、当該各号に定める役員とする。

第二条（見出しを含む。）中「第十七条」を「第十七条第一項」に改める。

第二条の二中「福祉事務所」の下に「（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。第六条の五において同じ。）」を加える。

第三条の前の見出しを「（母子家庭日常生活支援事業の開始の届出）」に改める。

第六条の二から第六条の五までを次のように改める。

（法第二十八条第二項に規定する厚生労働省令で定める事業）

第六条の二　法第二十八条第二項に規定する厚生労働省令で定める事業は、次のとおりとする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業

二　児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業

三　児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業

（法第三十条第三項に規定する厚生労働省令で定める者）

第六条の三　法第三十条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、都道府県知事が同条第二項各号に掲げる業務を適切に行うことができると認めた者とする。

第六条の四　削除

（法第三十一条第一号に規定する厚生労働省令で定める教育訓練）

第六条の五　法第三十一条第一号に規定する厚生労働省令で定める教育訓練は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する訓練として都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は福祉事務所を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）が指定するものとする。

第六条の六の前の見出しを「（母子家庭自立支援教育訓練給付金の手続）」に改め、同条第一項中「令第二十九条第一項」を「法第三十一条第一号」に、「自立支援教育訓練給付金」を「母子家庭自立支援教育訓練給付金」に改め、同条第二項第二号中「」の所得の額」の下に「（児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第三条及び第四条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）」を加え、「扶養親族等」を「児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第九条第一項に規定する扶養親族等（以下「扶養親族等」という。）」に改め、「所得税法」の下に「（昭和四十年法律第三十三号）」を、「数についての市町村長」の下に「（特別区の区長を含む。以下同じ。）」を加える。

第六条の七第一項中「令第二十九条第一項」を「第六条の五」に改める。

第六条の八第一項中「自立支援教育訓練給付金」を「母子家庭自立支援教育訓練給付金」に改め、「前条第一項」の下に「の規定」を加える。

第六条の九第一項中「第二十九条第一項」を「第二十八条第一項」に、「自立支援教育訓練給付金」を「母子家庭自立支援教育訓練給付金」に改める。

（法第三十一条第二号に規定する厚生労働省令で定める資格）

第六条の九の二　法第三十一条第二号に規定する厚生労働省令で定める資格は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの就職を容易にするために必要な資格として都道府県知事等が定めるものとする。

第六条の十の前の見出しを「（母子家庭高等職業訓練促進給付金の手続）」に改め、同条第一項中「令第三十条第一項」を「法第三十一条第二号」に、「高等職業訓練促進給付金」を「母子家庭高等職業訓練促進給付金」に、「同項」を「同号」に、「以下「養成機関」を「次項、第六条の十四第一項及び第六条の十六において「養成機関」に改め、同条第二項第三号中「第三十条第三項第一号」を「第二十九条第三項第一号」に改める。

第六条の十一第一項中「第三十条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第三十条第三項」を「第二十九条第三項」に、「高等職業訓練促進給付金」を「母子家庭高等職業訓練促進給付金」に改める。

第六条の十二中「高等職業訓練促進給付金」を「母子家庭高等職業訓練促進給付金」に改める。

第六条の十三中「高等職業訓練促進給付金」を「母子家庭高等職業訓練促進給付金」に改め、「以下」の下に「この条から第六条の十五までにおいて」を加える。

第六条の十六の前の見出しを「（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の手続）」に改め、同条第一項中「第三十条の二第一項」を「第三十条第一項」に、「高等職業訓練修了支援給付金」を「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金」に改め、同条第二項第一号中「以下「修業開始日」を「次号において「修業開始日」に、「修了日」を「この条において「修了日」に改め、同項第四号中「第三十条の二第三項第一号」を「第三十条第四項第一号」に改める。

第六条の十七第一項中「第三十条の二第一項及び第二項」を「第三十条第二項及び第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「高等職業訓練修了支援給付金」を「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金」に改め、同条の次に次の七条を加える。

（法第三十一条の五第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第六条の十七の二　法第三十一条の五第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、都道府県知事又は市町村長が同条第一項各号に掲げる業務を適切に行うことができると認めた者とする。

（父子福祉資金貸付金の貸付業務の報告）

第六条の十七の三　第一条の三の規定は、父子福祉資金貸付金の貸付けについて準用する。この場合において、同条第一項中「第二十四条」とあるのは、「第三十一条の八において準用する令第二十四条」と読み替えるものとする。

（法第三十一条の七第一項に規定する厚生労働省令で定める場所等）

第六条の十七の四　第一条の四から第六条までの規定は、父子家庭日常生活支援事業について準用する。この場合において、第一条の四中「第十七条第一項」とあるのは「第三十一条の七第一項」と、同条第二号中「第六条第一項」とあるのは「第六条第二項」と、「する配偶者のない女子」とあるのは「する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」と、「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」と、第二条中「第十七条第一項」とあるのは「第三十一条の七第一項」と、第二条の二中「第十八条」とあるのは「第三十一条の七第三項において準用する法第十八条」と、第三条及び第四条中「第二十条」とあるのは「第三十一条の七第四項において準用する法第二十条」と、第五条中「第二十一条」とあるのは「第三十一条の七第四項において準用する法第二十一条」と、第六条中「第二十二条第二項」とあるのは「第三十一条の七第四項において準用する法第二十二条第二項」と読み替えるものとする。

（法第三十一条の八において準用する法第二十八条第二項に規定する厚生労働省令で定める事業）

第六条の十七の五　第六条の二の規定は、法第三十一条の八において準用する法第二十八条第二項に規定する厚生労働省令で定める事業について準用する。

（法第三十一条の九第三項に規定する厚生労働省令で定める者）

第六条の十七の六　第六条の三の規定は、法第三十一条の九第三項に規定する厚生労働省令で定める者について準用する。

（法第三十一条の十において読み替えて準用する法第三十一条第一号に規定する厚生労働省令で定める教育訓練等）

第六条の十七の七　第六条の五から第六条の十七までの規定は、父子家庭自立支援給付金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条の五	第三十一条第一号	第三十一条の十において準用する法第三十一条第一号
	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第六条の六第一項	第三十一条第一号	第三十一条の十において準用する法第三十一条第一号
	母子家庭自立支援教育訓練給付金	父子家庭自立支援教育訓練給付金
	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
	第六条の九	第六条の十七の七において準用する第六条の九
第六条の六第二項第二号	第六条の八第二項第二号	第六条の十七の七において準用する第六条の八第二項第二号
第六条の七第一項	第六条の五	第六条の十七の七において準用する第六条の五
第六条の八第一項	母子家庭自立支援教育訓練給付金	父子家庭自立支援教育訓練給付金
第六条の九第一項	第二十八条第一項	第三十一条の十第二項において準用する令第二十八条第一項

第六条の九の二	母子家庭自立支援教育訓練給付金	父子家庭自立支援教育訓練給付金
	第三十一条第二号	第三十一条の十において準用する法第三十一条第二号
第六条の十第一項	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
	第三十一条第二号	第三十一条の十において準用する法第三十一条第二号
	母子家庭高等職業訓練促進給付金	父子家庭高等職業訓練促進給付金
	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
	第六条の十二	第六条の十七の七において準用する第六条の十二
	、第六条の十四第一項及び第六条の十六	並びに第六条の十七の七において準用する第六条の十四第一項及び第六条の十六
第六条の十第二項第三号	第二十九条第三項第一号	第三十一条の十第二項において準用する令第二十九条第三項第一号
第六条の十第二項第四号	第六条の十四第一項	第六条の十七の七において準用する第六条の十四第一項
第六条の十一第一項	第二十九条第一項及び第二項	第三十一条の十第二項において準用する令第二十九条第一項及び第二項
	第六条の十三及び第六条の十五第一項	第六条の十七の七において準用する第六条の十三及び第六条の十五第一項
	第二十九条第三項	第三十一条の十第二項において準用する令第二十九条第三項
	母子家庭高等職業訓練促進給付金	父子家庭高等職業訓練促進給付金
第六条の十二	母子家庭高等職業訓練促進給付金	父子家庭高等職業訓練促進給付金
	第六条の十第一項	第六条の十七の七において準用する第六条の十第一項
第六条の十三	母子家庭高等職業訓練促進給付金	父子家庭高等職業訓練促進給付金
	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第六条の十五	第六条の十一第一項	第六条の十七の七において準用する第六条の十一第一項
第六条の十六第一項	第三十条第一項	第三十一条の十第一項
	母子家庭高等職業訓練修了支援給付金	父子家庭高等職業訓練修了支援給付金
第六条の十六第二項第四号	第三十条第四項第一号	第三十一条の十第二項において準用する令第三十条第四項第一号
第六条の十七第一項	第三十条第二項及び第三項	第三十一条の十第二項において準用する令第三十条第二項及び第三項
	同条第四項	令第三十一条の十第二項において準用する令第三十条第四項
	母子家庭高等職業訓練修了支援給付金	父子家庭高等職業訓練修了支援給付金

（法第三十一条の十一第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第六条の十七の八　第六条の十七の二の規定は、法第三十一条の十一第二項に規定する厚生労働省令で定める者について準用する。

第六条の十八中「、第六条の二第二項、第六条の四第二項」を削り、「第六条の十六第二項」の下に「（これらの規定を第六条の十七の七において準用する場合を含む。）」を加える。

（寡婦福祉資金貸付金の貸付業務の報告）

第六条の十九　第一条の三の規定は、寡婦福祉資金貸付金の貸付業務について準用する。この場合において、同条中「第二十四条」とあるのは、「第三十八条において準用する令第二十四条」と読み替えるものとする。

（法第三十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める場所等）

第七条　第一条の四から第六条までの規定は、寡婦日常生活支援事業について準用する。この場合において、第一条の四中「第十七条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と、同条第二号中「第六条第一項に規定する配偶者のない女子であつて民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）」とあるのは「第六条第四項に規定する寡婦」と、第二条中「第十七条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と、第二条の二中「第十八条」とあるのは「第三十三条第三項において準用する法第十八条」と、第三条及び第四条中「第二十条」とあるのは「第三十三条第四項」と、第五条中「第二十一条」とあるのは「第三十三条第五項において準用する法第二十一条」と、第六条中「第二十二条第二項」とあるのは「第三十三条第五項において準用する法第二十二条第二項」と読み替えるものとする。

（法第三十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める者）

第八条　第六条の三の規定は、法第三十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める者について準用する。

（法第三十五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第九条　第六条の十七の二の規定は、法第三十五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める者について準用する。

第十四条中「母子家庭等及び」を「母子家庭及び父子家庭並びに」に改め、「第三条第二項」の下に「（第六条の十七の四及び第七条において準用する場合を含む。）」を加え、「第九条第二項において読み替えて準用する」を「第六条の十七の四及び第七条において準用する」に改め、「、第八条第二項中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び指定都市」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と」を削る。

第十五条中「母子家庭等及び」を「母子家庭及び父子家庭並びに」に改め、「第三条第二項」の下に「（第六条の十七の四及び第七条において準用する場合を含む。）」を加え、「第九条第二項において読み替えて準用する」を「第六条の十七の四及び第七条において準用する」に改め、「第八条第二項中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び中核市」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、」を削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式

（表面）

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦福祉検査証　第　号

写真

官職又は職名

氏名

生年月日

母子及び父子並びに寡婦福祉法第22条（同法第31条の7第4項及び第33条第5項において準用する場合を含む。）に定める当該職員であることを証する。

平成　年　月　日　交付

都道府県知事（指定都市等の市長）　印

（裏面）

母子及び父子並びに寡婦福祉法（抄）

（報告の徴収等）

第22条　都道府県知事は、母子家庭の福祉のために必要があると認めるときは、母子家庭日常生活支援事業を行う者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問をさせ、若しくはその事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（父子家庭日常生活支援事業）

第31条の7　（略）

2・3　（略）、第21条から第24条までの規定は父子家庭日常生活支援事業を行う者について、それぞれ準用する。この場合において、

4　第22条第1項中「母子家庭の」とあるのは「父子家庭の」と、（略）と読み替えるものとする。

（寡婦日常生活支援事業）

第33条　（略）

2～4　（略）

5　第21条から第24条までの規定は、寡婦日常生活支援事業を行う者について準用する。この場合において、第22条第1項中「母子家庭の」とあるのは「寡婦の」と、（略）と読み替えるものとする。

注意

1　この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2　この検査証は、官職又は職名に異動を生じ、又は不要となったときは、すみやかに、返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

（児童扶養手当法施行規則の一部改正）

第二条　児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の三第一項第一号ロ(1)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「を実施」を「若しくは父子家庭就業支援事業（同法第三十一条の九第一項第三号に規定する父子家庭就業支援事業をいう。第二十四条の四第一項において同じ。）を実施」に改める。

第二十四条の四第一項中「を実施」を「若しくは父子家庭就業支援事業を実施」に改める。

第三条　児童扶養手当法施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条の五」を「第二十四条の六」に改める。

第一条第七号ニ(2)中「第三条の三第一項第三号」を「第三条の四第一項第三号」に改め、同条に次の二号を加える。

九　対象児童が法第十三条の二第一項各号（受給資格者が母又は養育者であるときは第三号を除き、受給資格者が父であるときは第二号を除く。）のいずれかに該当するときは、次に掲げる証明書

イ　当該対象児童が法第十三条の二第一項第一号に規定する公的年金給付を受けることができる場合には、当該公的年金給付の額についての当該公的年金給付の支給を行う者の証明書

ロ　当該対象児童が法第十三条の二第一項第二号に規定する公的年金給付の額の加算の対象となつている場合には、当該公的年金給付の額についての当該公的年金給付の支給を行う者の証明書

ハ　当該対象児童が法第十三条の二第一項第三号に規定する公的年金給付の額の加算の対象となつている場合には、当該加算の額についての当該公的年金給付の支給を行う者の証明書

ニ　当該対象児童が法第十三条の二第一項第四号に規定する遺族補償等を受けることができる場合には、当該遺族補償等の額についての当該遺族補償等の給付を行う者の証明書

十　受給資格者が法第十三条の二第二項各号のいずれかに該当するときは、次に掲げる証明書

イ　当該受給資格者が法第十三条の二第二項第一号に規定する公的年金給付を受けることができる場合には、当該公的年金給付の額についての当該公的年金給付の支給を行う者の証明書

ロ　当該受給資格者が法第十三条の二第二項第二号に規定する遺族補償等を受けることができる場合には、当該遺族補償等の額についての当該遺族補償等の給付を行う者の証明書

第二条第二号中「又は第六号」を「、第六号又は第九号」に改める。

第三条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（支給停止に関する届出）」を付す。

第三条の三第一項中「第二十四条の四第三項、第二十四条の五」を「第二十四条の五第三項、第二十四条の六」に、「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第一項」に、「第十三条の二第二項」を「第十三条の三第二項」に、「様式第五号の三」を「様式第五号の四」に改め、同項第一号中「にあつては第二十四条の四第二項第一号」を「にあつては第二十四条の五第二項第一号」に改め、同号ロ(1)中「第二十四条の四第一項」を「第二十四条の五第一項」に改め、同号ハ中「第二十四条の四第二項第一号に掲げる活動をしている場合」を「第二十四条の五第二項第一号に掲げる活動をしている場合」に改め、同条第三号イ中「第二十四条の四第三項第一号」を「第二十四条の五第三項第一号」に改め、同号ロ中「第二十四条の四第三項第二号」を「第二十四条の五第三項第二号」に改め、同条第二項中「第十三条の二第二項」を「第十三条の三第二項」に改め、同項第一号中「第二十四条の四第二項第一号」を「第二十四条の五第二項第一号」に改め、同条を第三条の四とする。

第三条の二の次に次の一条を加える。

第三条の三　受給者は、法第十三条の二の規定により手当の全部又は一部の支給を受けないこととなる事由が生じたときは、十四日以内に、公的年金給付等受給状況届（様式第五号の三）を手当の支給機関に提出しなければならない。この場合においては、第一条第九号又は第十号に掲げる証明書を添えなければならない。

2　受給者は、法第十三条の二の規定により手当の一部を受けないこととなつている事由が消滅したとき又は当該事由の内容に変更が生じたときは、十四日以内に、公的年金給付等受給状況届を手当の支給機関に提出しなければならない。この場合においては、第一条第九号又は第十号に掲げる証明書を添えなければならない。

第四条第五号中「第一条の三第一号」を「第二条第一号」に改め、同条第六号中「第一条の三第三号」を「第二条第三号」に改め、同条第七号中「第一条の三第五号」を「第二条第五号」に改める。

第十二条の三中「第三条の三」を「第三条の三第一項、第三条の四」に改め、「第十一条まで」の下に「又は第十三条の二」を加え、「又は第十一条」を「、第十一条又は第十三条の二」に改める。

第十六条第二項中「第十一条まで」の下に「又は第十三条の二」を加える。

第二十一条第一項中「第三条の二」の下に「、第三条の三」を、「児童扶養手当被災状況書」の下に「、公的年金給付等受給状況届」を、「第十一条まで」の下に「又は第十三条の二」を加え、「（法第九条第一項」を「と認めたとき（法第九条第一項又は第十三条の二」に改め、「と認めたとき」を削り、同条第二項中「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第一項」に改め、同条第三項中「前項」を「第一項」に改め、「第十一条まで」の下に「又は第十三条の二」を加え、同条第四項中「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第一項」に改める。

第二十四条の五の見出しを「（法第十三条の三第二項の適用）」に改め、同条第一項中「第三条の三第一項」を「第三条の四第一項」に、「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第一項」に改め、同条第二項中「第三条の三第二項」を「第三条の四第二項」に、「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第一項」に改め、第二章中同条を第二十四条の六とし、第二十四条の四を第二十四条の五とする。

第二十四条の三の次に次の一条を加える。

（令第六条の三第二項第六号及び第六条の四第二項第六号の厚生労働省令で定める額）

第二十四条の四　令第六条の三第二項第六号及び第六条の四第二項第六号の厚生労働省令で定める額は、次の表の上欄に掲げる規定によりその支給を停止された同表の中欄に掲げる給付について、当該給付の全額とする。ただし、同表の下欄に掲げる一時金が支給されたときは、その支給された月後最初の同表の中欄に掲げる給付の支払期月から一年を経過した月以後については、同表の中欄に掲げる給付の額を、百分の五にその経過した年数（当該年数に一年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額とする。

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）附則第五条第四項	同項に規定する障害年金	同項に規定する障害前払一時金
船員保険法附則第五条第四項	同項に規定する遺族年金	同項に規定する遺族前払一時金
労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）附則第五十九条第三項	同項に規定する障害補償年金	同項に規定する障害補償年金前払一時金
労働者災害補償保険法附則第六十条第三項	同項に規定する遺族補償年金	同項に規定する遺族補償年金前払一時金
国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）附則第十項	同項に規定する障害補償年金	同項に規定する障害補償年金前払一時金
国家公務員災害補償法附則第十四項	同項に規定する遺族補償年金	同項に規定する遺族補償年金前払一時金
地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）附則第五条の三第三項	同項に規定する障害補償年金	同項に規定する障害補償年金前払一時金
地方公務員災害補償法附則第六条第三項	同項に規定する遺族補償年金	同項に規定する遺族補償年金前払一時金
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）附則第一条の三第五項	同項に規定する障害補償年金	同項に規定する障害補償年金前払一時金
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第二条第四項において準用する同令附則第一条の三第五項	同項に規定する遺族補償年金	同項に規定する遺族補償年金前払一時金

第二十六条第六項中「公簿」を「公簿等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第一章の規定により請求書又は届書に第一条第九号イからニまでに規定する証明書又は同条第十号イ若しくはロに規定する証明書を添えて提出しなければならない場合において、公的年金給付の受給状況又は遺族補償等の受給状況を明らかにすることができる書類を添えることにより当該関係事項の全てを明らかにすることができるときは、その明らかにすることができる書類を、当該請求書又は届書に添えることをもつて足りるものとする。

様式第一号（表面）を次のように改める。

様式第一号（第一条関係）　　（表　面）

※※　第　　号

※経由町村名　※市区町村受付年月日　平成・・　※町村提出　平成・・第　号　※町村再提出　平成・・第　号

児童扶養手当認定請求書

あなたのことについて

①ふりがな 氏名・性別　男・女
②生年月日　明治・大正・昭和・平成　・・生
③障害の有無　ある・ない
④配偶者の有無　ある・ない
⑤住所　TEL（　）
⑥支払望む金融機関　名称　口座番号
⑦職業又は勤務先名　TEL（　）
⑧勤務先所在地
⑨公的年金受給状況　受けることができる／支給停止／受けることができない　種類（　）　基礎年金番号・年金コード（　）　年額（　円）
⑩児童の死亡に係る遺族補償等の受給状況　受けることができる／支給停止／受けることができない　種類（　）　年額（　円）

児童のことについて

⑪児童の氏名（生年月日）　（平成・・生）　（平成・・生）　（平成・・生）
⑫請求者との続柄・同居の別　同居・別居　同居・別居　同居・別居
⑬監護等を始めた年月日　平成・・　平成・・　平成・・
⑭障害の状態の有無　ある・ない　ある・ない　ある・ない
⑮父母の状況について（該当するものに○をする）　イ離婚 ロ死亡 ハ遺棄 ニ生死不明 ホ遺棄 ヘ保護命令 ト拘禁 チ未婚 リその他
⑯父　氏名　生年月日　現在父が死亡・生死不明・拘禁のときは、その事由及び該当年月日　（　）昭和・平成・・
⑰母　氏名　生年月日　現在母が死亡・生死不明・拘禁のときは、その事由及び該当年月日　（　）昭和・平成・・
⑱児童が父若しくは母の死亡により遺族補償等を受けることができる父又は母の公的年金若しくは児童が加算の対象となつている父若しくは母の公的年金の受給状況　受けることができる／支給停止／受けることができない　種類（　）　基礎年金番号・年金コード（　）　年額（　円）
⑲あるとき父又は母が障害で　身体障害者手帳の番号及び障害等級　公的年金の種類・障害等級　父又は母の職業又は勤務先

※※認定・却下

支給開始年月	対象児童数	支給停止	手当月額	支払期別金額		証書番号
年　月	人	支給	月から　円	12月	円	第　号
		一部停止	月から　円	4月	円	
		全部停止	月から　円	8月	円	

あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について

		㉑請求者	㉒配偶者	㉓扶養義務者	
㉑平成　年分所得	氏名				
㉒控除対象配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（請求者については、㉐老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数㉑特定扶養親族の数㉒16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数））		人（㉐　人）（㉑　人）（㉒　人）	（　人　人）	（　人　人）	（　人　人）
㉓以外で前年の12月31日において㉔請求者によって生計を維持していた児童		人			
㉕児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得の額		円　※円	円　※円	円　※円	円　※円
㉖児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の額					
母又は父に対し支払われた額					
母又は父に対し支払われた額の8割相当額　A					
児童に対し支払われた額					
児童に対し支払われた額の8割相当額　B					
合計　A＋B					
㉗障害者控除		人 障 特　円	人 障 特　円	人 障 特　円	人 障 特　円
㉘寡婦控除・寡婦控除特別加算（請求者が母の場合は控除しない。）、寡夫控除（請求者が父の場合は控除しない。）、勤労学生控除		寡・寡特・勤　円	寡・寡特・勤　円	寡・寡特・勤　円	寡・寡特・勤　円
㉙雑損控除		円　円	円　円	円　円	円　円
㉚医療費控除		円　円	円　円	円　円	円　円
㉛小規模企業共済等掛金控除		円　円	円　円	円　円	円　円
㉜配偶者特別控除		円　円	円　円	円　円	円　円
㉝地方税法附則第6条第1項による免除（肉用牛の売却による事業所得）		円　円	円　円	円　円	円　円
児童扶養手当法施行令第4条第1項による控除		円	円	円	円
㉞控除後の所得額		円	円	円	円
所得制限限度額	全部支給	円	円	円	円
	一部支給	円			

関係書類を添えて、児童扶養手当の受給資格の認定を請求します。
平成　年　月　日
都道府県知事（福祉事務所長）／市町村長（福祉事務所長）　殿
氏名　㊞

※審査
公的年金照合　あり　種類　なし（　）　㉑～㉓の欄及びその他の事項
上記のとおり相違ありません。
平成　年　月　日
町村長　㊞

※添付書類
戸籍　イ公的年金裁定書　ロ診断書・X線フィルム　ハ生死不明証明書　ニ遺棄申立書・証明　ホ保護命令決定書　ヘ拘禁の証明書　ト養育費等に関する申告書　チ養育申立書・証明
住民票　リ別居監護申立書・証明　ヌ前住地の所得証明書　ル公的年金給付等受給証明書
その他（　）

備考

◎　裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

様式第一号（裏面）の注意13中⑻を⑼とし、⑺の次に次のように加える。

⑻　児童若しくは請求者が公的年金若しくは遺族補償等を受けることができる場合又は児童が公的年金の加算の対象となつている場合には、その給付を行う者の証明書

様式第四号（表面）を次のように改める。

様式第四号（第二条関係）

（表　面）

※※　第　　号

※　経由 町村名	※　市区町村 受付年月日　平成　年　月　日		
※　町村　平成　年　月　日 提出　第　号	※　町村　平成　年　月　日 再提出　第　号		

児童扶養手当額改定請求書

①　（ふりがな） 氏名		②　証書番号	第　号
③　住所			

関係書類を添えて、児童扶養手当の額の改定について請求します。

平成　年　月　日

氏名　㊞

都道府県知事（福祉事務所長）
市町村長（福祉事務所長）　殿

※※ 改定却下　平成　年　月　日	※※証書作成　平成　年　月　日 改訂　第　号		

④　児童の氏名			
⑤　生年月日		平成　年　月　日生	平成　年　月　日生
⑥　請求者との続柄			
⑦　請求者との同居・別居の別		同居・別居	同居・別居
⑧　監護等を始めた年月日		平成　年　月　日	平成　年　月　日
⑨　障害の状態の有無		ある・ない	ある・ない
⑩　父又は母の状況		イロハニホヘトチリヌルヲワカヨ	イロハニホヘトチリヌルヲワカヨ
⑪　父の氏名・生年月日		（年月日生）	（年月日生）
⑫　母の氏名・生年月日		（年月日生）	（年月日生）
父の死亡したとき	⑬　死亡年月日	年　月　日	年　月　日
	⑭　死亡の原因	業務上・業務外	業務上・業務外
	⑮　死亡時又は死亡時直近の勤務先　名称		
	⑮　死亡時又は死亡時直近の勤務先　所在地		
母の死亡したとき	⑯　死亡年月日	年　月　日	年　月　日
	⑰　死亡の原因	業務上・業務外	業務上・業務外
	⑱　死亡時又は死亡時直近の勤務先　名称		
	⑱　死亡時又は死亡時直近の勤務先　所在地		
⑲　父又は母の死亡したとき児童が受けることができる公的年金、遺族補償の受給状況		受けること　種類（　） ができる　基礎年金番号 ・年金コード 支給停止　（　） 受けることができない 年額（　円）	受けること　種類（　） ができる　基礎年金番号 ・年金コード 支給停止　（　） 受けることができない 年額（　円）
⑳　児童が加算の対象となっている父又は母の公的年金の受給状況		受けること　種類（　） 基礎年金番号 ができる　・年金コード 支給停止　（　） 受けることができない 年額（　円）	受けること　種類（　） 基礎年金番号 ができる　・年金コード 支給停止　（　） 受けることができない 年額（　円）
㉑あるとき父又は母が障害で	身体障害者手帳の番号及び障害等級		
	公的年金の種類・障害等級		
	父又は母の職業又は勤務先名		
備考			

◎　裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。
◎　字は楷書ではっきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

様式第四号（裏面）の注意1中「④、⑳及び㉑」を「⑲及び⑳」に改め、同2中「⑤から㉒まで」を「④から㉑まで」に改め、同3中「⑨」を「⑧」に改め、同4中「⑪」を「⑩」に改め、同5中「⑫から⑲まで」を「⑪から⑱まで」に改め、同6中「⑳及び㉑」を「⑲及び⑳」に改め、同7中「⑳」を「⑲」に改め、同8中「㉑」を「⑳」に改める。

様式第五号（表面）中「イロハニホヘトチリヌルヲ（　）ワ（　）カ（　）ヨ」を「イロハニホヘトチリヌルヲ」に改め、同様式（裏面）の注意1中「ヨまで」を「ヲまで」に改め、「なお、ヲ又はカを○で囲んだ場合は、その公的年金の種類を、ヲに掲げるところにより、(ｲ)から(ﾂ)までの文字でかつこ内に記入してください。また、ワを○で囲んだ場合は、その遺族補償の種類を、ワに掲げるところにより、(1)から(8)までの数字でかつこ内に記入してください。」を削り、同7から7までを削り、同8を同7とし、同3中「すべての」を「全ての」に、「ヨまで」を「ヲまで」に改める。

様式第五号の三を様式第五号の四とする。
様式第五号の二の次に次の一様式を加える。

（表　面）

様式第五号の三（第三条の三関係）

※※第　　号	
※経　由 町 村 名	※市 区 町 村 受付年月日　平成　年　月　日
※町　村　平成　年　月　日 提　出　第　号	※町　村　平成　年　月　日 再 提 出　第　号

公的年金給付等受給状況届

（ふりがな） 氏　名	証書番号	第　号
住　所		

① 公的年金給付等受給事由発生　平成　年　月　日
イ　児童が父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるようになった。
ロ　児童が父又は母に支給される公的年金給付の額の加算の対象になった。
ハ　児童が父又は母の死亡について遺族補償等を受けることができるようになった。
ニ　受給者が公的年金給付を受けることができるようになつた。
ホ　受給者が遺族補償等を受けることができるようになつた。

② 公的年金給付等受給事由消滅　平成　年　月　日
イ　児童が父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができなくなった。
ロ　児童が父又は母に支給される公的年金給付の額の加算の対象でなくなった。
ハ　児童が父又は母の死亡について遺族補償等を受けることができなくなった。または、受けることができるようになってから6年を経過した。
ニ　受給者が公的年金給付を受けることができなくなった。
ホ　受給者が遺族補償等を受けることができなくなった。または、受けることができるようになってから6年を経過した。

③ 公的年金給付等受給額変更　平成　年　月　日
イ　児童が受けることができる父又は母の死亡について支給される公的年金給付の額が変更になった。
ロ　児童が対象となっている父又は母に支給される公的年金給付の額の加算額が変更になった。
ハ　児童が受けることができる父又は母の死亡について遺族補償等の額が変更になった。
ニ　受給者が受けることができる公的年金給付の額が変更になった。
ホ　受給者が受けることができる遺族補償等の額が変更になった。

上記のとおり、公的年金給付等の受給状況について届け出ます。

平成　年　月　日

氏　名　㊞

都道府県知事（福祉事務所長）
市 町 村 長（福祉事務所長）　殿

※※ 通知　平成　年　月　日

備　考

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。
◎ ※、※※の欄には記入する必要がありません。
◎ 字は楷書ではっきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

（裏　面）

注　意

1　①②③の欄について
（1）　それぞれイからホまでのうち該当する記号を全て○で囲んでください。
（2）　公的年金給付等を受けることができるときは、現に受給している場合のみでなく、申請をすれば受けることができる場合を含みます。
（3）　ロは、受給資格者が母の場合は父について、受給資格者が父の場合は母についての状況を回答してください。

2　この届けには、「公的年金給付等の支給を行う者の証明書」を添えてください。証明書は、原則として、申請を行う日からおおむね1か月以内に発行（証明）されたものである必要があります。
なお、公的年金給付等の関係書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書等）の写しにより、その受給状況が確認できるときは、当該書類をもって証明書に代えることができます。
年金事務所等において証明書等の発行に相当の期間を要するなどの理由で当該書類の提出が困難である場合は、その旨を記載した申立書の提出等をもって受付が可能な場合がありますので、市役所、区役所又は町村役場にご相談ください。

3　この届けについて分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

様式第六号（表面）を次のように改める。

様式第六号（第四条関係）　　（表　面）

※※整理番号　第　　号

※経由町村名　　※市区町村受付年月日　平成　・　・　　※町村提出　平成　・　・　第　　号　　※町村再提出　平成　・　・　第　　号

児童扶養手当現況届（平成　年分）

①証書番号	第　号	※既認定・新規認定	②氏名	（　歳）	③障害の有無	※第9条・第9条の2の区分 前年度	今年度	⑦支払金融機関	変更	名称	口座番号
					ある・ない	9条・9条の2	9条・9条の2		有・無		
④住所	TEL（　）		⑤職業又は勤務先名	TEL（　）	⑥勤務先所在地						

平成　年分所得	氏名	⑫控除者族ち族者⑬象者の老の老配人合扶人計定数19除族（偶配受者扶対計人数つ人偶扶養親16歳未満扶数）（⑤配偶者を除く。）（⑥扶養親族以外の親族を除く。）（⑦老人扶養親族のうち同居老親等を除く。）（⑧特定扶養親族を除く。）	⑭⑮前31年1月1日以前に生まれた児童を12月31日まで引き続き扶養した児童を除く。年日受つ持児	所得額 ⑭児童手当等の額（扶養4項目所得税法第1条第1項第1号に掲げる額）	⑮児童手当等の額（扶養3項目所得税法第2条第1項第1号に掲げる額）	母はにし払れ額	又父対支わた母はにし払れ額8相額	又父対支わたの割当A	童対支わた児にし払れ額	童対支わたの割当B児にし払れ額8相額	合計 A＋B	控除 ⑯障害者控除	⑰寡婦（夫）控除（婚姻加算を含む。）（寡婦（夫）控除の適用を受ける生計を同一とする子が学生の場合）（特別の寡婦（夫）控除（母子控除）、控除対象扶養親族がない場合の控除）、勤労学生控除	⑱雑損控除	⑲医療費控除	⑳小規模企業共済等掛金控除	㉑配偶者特別控除	㉒地震保険料控除（次に掲げる法第77条第2項第1号に規定する地震保険料控除の適用を受ける場合に限る。）（イ）平成18年1月1日以後に締結した保険契約等に係る旧長期損害保険契約等（ウ）平成18年1月1日以後に締結した保険契約等に係る旧短期損害保険契約等	児童手当等の額を控除する場合	㉓控除後の所得額	所得制限限度額 全部支給	一部支給
⑭受給者		（⑤人人）（⑥人人）（⑦人人）	人	円	円	円	円	円	円	円	障特 人人	寡・寡特・勤	円	円	円	円	円		円	円	円
				※円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
⑮児童等の養育者		（人人）	人	円							障特 人人	寡・寡特・勤	円	円	円	円	円		円	円	
				※円							円	円	円	円	円	円	円	円			
⑯配偶者		（人人）		円							障特 人人	寡・寡特・勤	円	円	円	円	円		円	円	
				※円							円	円	円	円	円	円	円	円			
⑰扶養義務者		（人人）		円							障特 人人	寡・寡特・勤	円	円	円	円	円		円	円	
				※円							円	円	円	円	円	円	円	円			

㉔児童の状況（本年1月1日における）

児童氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	受給理由	入所施設名	障害の有無	身体障害者手帳等の名称、障害等級及び番号	※再診
						有・無	・	
						有・無	・	
						有・無	・	
						有・無	・	
						有・無	・	

㉕父又は母の障害について

氏名			
公的年金の受給状況	1（ア）受けることができない（イ）受給停止（ウ）支給停止 2 ㉔に記載した児童が受けることができる公的年金の加算の対象になる（ア）受給権を有している（イ）受給権を有していない	（種類：　障害等級：　基礎年金番号・年金コード：　） （加算の年額：　円）	
身体障害者手帳の番号及び障害等級		父又は母の職業又は勤務先名	

㉖父母がれる場合で拘禁されている

氏名	
拘禁終了予定年月日	平成　・　・

㉗父又は母の死亡に関し㉔に記載した児童が受けることができる公的年金又は遺族補償の受給状況

1 受けることができる　2 支給停止　3 受けることができない　種類（　）　基礎年金番号・年金コード（　）　年額（　円）

㉘受給者の公的年金受給状況

1 受けることができる　2 支給停止　3 受けることができない　種類（　）　基礎年金番号・年金コード（　）　年額（　円）

上記のとおり、相違なく現況を届け出ます。

平成　年　月　日

都道府県知事（福祉事務所長）
市町村長（福祉事務所長）　殿　氏名　㊞

※添付書類
1 世帯の全員の住民票の写し
2 別居監護申立書・証明
3 養育申立書・証明
4 生死不明証明書
5 寡婦申立書・証明
6 拘禁の証明書
7 戸籍の謄本又は抄本
8 前住地の所得証明書
9 養育費等に関する申告書
10 その他（　）

※審査	本年又は前年の被災の有無	有（　）・無　平成　・　・	支給停止の状況	前年度	今年度	その他の事項
				支給・一部停止・全部停止	支給・一部停止・全部停止	
	上記のとおり、相違ありません。　平成　年　月　日					

◎　裏面をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではっきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

様式第九号を次のように改める。

様式第九号（第十一条関係）

（表　面）

※※第　　号			
※経　由 町村名		※市区町村 受付年月日	平成　年　月　日
※町　村　平成　年　月　日 提　出　第　号		※町　村　平成　年　月　日 再提出　第　号	
児童扶養手当資格喪失届			
（ふりがな） 氏　名		証書番号	第　　号
住　所			
受給資格がなくなつた理由	イ　ロ　ハ　ニ ホ　ヘ　ト　チ リ　ヌ　ル　ヲ ワ		
理由が発生した日	平成　年　月　日		

上記のとおり、児童扶養手当を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。

平成　年　月　日

氏　名　㊞

都道府県知事（福祉事務所長）
市町村長（福祉事務所長）　殿

※※通　知	平成　年　月　日	第　号	
※備考欄			

◎　裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。
◎　字は楷書ではつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

（裏　面）

注　意

1　「受給資格がなくなつた理由」の欄は、次に掲げるところにより該当する文字を○で囲んでください。
イ　手当を受けている人が日本国内に住所を有しなくなつた。
ロ　児童が手当を受けている母に監護されなくなつた。
ハ　児童が手当を受けている父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）に監護されなくなり、又はこれと生計を同じくしなくなつた。
ニ　児童が手当を受けている母又は父以外の人に養育（同居、監護、生計維持）されなくなつた。
ホ　児童が死亡した。
ヘ　児童が日本国内に住所を有しなくなつた。
ト　児童が18歳に達した日の属する年度が終了した。
チ　18歳に達した日の属する年度が終了した児童であつて児童扶養手当法施行令（以下「令」という。）別表第1に定める程度の障害の状態にあつたものが20歳に達したか、又は同表に定める程度の障害の状態でなくなつた。
リ　母の監護を受けている場合又は養育者の養育を受けている場合において、児童が父と生計を同じくするようになつた。
ヌ　父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしている場合において、児童が母と生計を同じくするようになつた。
ル　母の婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）等により、児童が母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に養育されるようになつた。
ヲ　父の婚姻等により、児童が父の配偶者に養育されるようになつた。
ワ　次の（イ）から（チ）までのいずれにも該当しなくなつた。
（イ）　父母が婚姻を解消した児童
（ロ）　父又は母が死亡した児童
（ハ）　父又は母が令別表第2に定める程度の障害の状態にある児童
（ニ）　父又は母の生死が明らかでない児童
（ホ）　父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
（ヘ）　父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
（ト）　母が婚姻によらないで懐胎した児童
（チ）　（ト）に該当するかどうかが明らかでない児童

2　手当を受けている人が死亡したときは、この届けではなく、戸籍の届出をしなければならない人に、受給者の死亡の届書を出してもらうことになります。

様式第十一号の三（表面）中「第13条の2」の下に「、第13条の3」を加え、同様式（裏面）の注意3中「第13条の2」を「第13条の3」に改め、同5を同6とし、同4を同5とし、同4を同3とし、同2の次に次のように加える。

3　児童扶養手当法第13条の2の規定により、手当の一部又は全部を支給停止されている間に、公的年金給付等の受給状況に変更があつた場合には、公的年金給付等受給状況届にその支給を行う者の証明書を添付して提出する必要があります。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第四条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第三十二条第五号中「及び第九十四条第二項」を削る。

第八十八条の四第二項中「母子自立支援員、母子福祉団体」を「母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体」に改める。

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第五条　社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第四号中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

（雇用対策法施行規則等の一部改正）

第六条　次に掲げる省令の規定中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

一　雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第二条第二項第八号

二　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十条第二項第一号イ(5)

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第七条　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に改める。

（福祉の措置及び保育の実施等の解除に係る説明等に関する省令の一部改正）

第八条　福祉の措置及び保育の実施等の解除に係る説明等に関する省令（平成六年厚生省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「の規定」を「（同法第三十一条の七第三項及び第三十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定」に改める。

（婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第九条　婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子相談員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十条　家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第四号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第六条第四項」を「第六条第五項」に改める。

（生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部改正）

第十一条　生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令（平成二十六年厚生労働省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項を次のように改正する。

3　法別表第一の六の項第三号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる給付の額及び支給期間に関するものとする。

一　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十一条の規定により支給される母子家庭自立支援給付金

二　母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条の十において準用する同法第三十一条の規定により支給される父子家庭自立支援給付金

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条の規定　平成二十六年十二月一日

二　第四条中児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第五号の改正規定　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（別紙様式　１－２）

（表　面）

公的年金給付等受給証明書（児童扶養手当用）

【本人記入欄】

公的年金給付等の支給機関の長　殿

右の者に係る下記事項について証明をお願いします。

平成　　年　　月　　日

公的年金給付等の受給権者

住所

氏名　　印

電話番号

代理人

公的年金給付等の
受給権者との続柄　（　　）

住所

氏名　　印

電話番号

□本人が公的年金給付等を受給

本人氏名

受給者番号

基礎年金番号（10桁）　　－

□児童が公的年金給付等を受給

児童氏名

受給者番号

基礎年金番号（10桁）　　－

【公的年金給付等の支給機関記入欄】

本人が公的年金給付等を受給	①氏名		②受給者番号			
	③公的年金給付等の種類		④支給開始月 （受給権発生月）	昭和・平成　　年　　月 （昭和・平成　　年　　月）		
	⑤証明日現在の給付額（年額）	円	⑥左記の対象期間	平成　　年　　月　～		
	⑦支給停止の状況（有無及びその内容）	有・無	（内容）			
児童が公的年金給付等を受給	⑧児童氏名		⑨受給者番号			
	⑩公的年金給付等の種類		⑪支給開始月 （受給権発生月）	昭和・平成　　年　　月 （昭和・平成　　年　　月）		
	⑫証明日現在の給付額（年額）	円	⑬左記の対象期間	平成　　年　　月　～		
	⑭支給停止の状況（有無及びその内容）	有・無	（内容）			

上記のとおり相違ありません。

平成　　年　　月　　日　公的年金給付等の支給機関の長　　印

備考	

※本様式は日本年金機構以外の公的年金給付等の支給機関（裏面の別表3に掲げる前払一時金の規定により支払を受けている場合を除く）に対してその受給状況を照会する場合に、適宜加工の上、使用してください。また、児童扶養手当の窓口において、受給者本人に対し本様式を交付する際には、証明が必要な事項等を説明してください。なお、労働者災害補償保険制度の年金については労働基準監督署の長による証明となります。

（裏　面）

注意

【本人記入欄】について

1　「本人記入欄」のみ記入してください。「公的年金給付等の支給機関記入欄」は、公的年金給付等の支給機関において記入する箇所ですので、空欄としておいてください。

2　「公的年金給付等の受給権者」欄は、「本人が公的年金給付等を受給」の場合は本人の住所、氏名、電話番号を、「児童が公的年金給付等を受給」の場合は児童の住所、氏名、電話番号を記入してください。

3　「代理人」欄は、「公的年金給付等の受給権者」欄に記入した方以外の方がその受給状況について証明依頼をする場合に、代理人の住所、氏名、電話番号及び公的年金給付等の受給権者との続柄を記入してください。この場合、運転免許証等、代理人自身の本人確認書類及び委任状等が必要となります。詳細につきましては公的年金給付等の支給機関にご確認ください。

4　公的年金給付等の受給状況に関する証明が必要な項目（「本人が公的年金給付等を受給」、「児童が公的年金給付等を受給」）のチェック欄に☑を記入し、それぞれ対象となる者の「氏名」及び各制度における「受給者番号」に相当する記号番号を記入してください。また、公的年金給付等が共済年金である場合には、あわせて「基礎年金番号」を記入してください。労働者災害補償保険制度の年金である場合には、「受給者番号」欄には「年金証書番号（11桁）」を記入してください。なお、「本人」とは児童扶養手当の申請者（又は受給者）をいい、「児童」とは児童扶養手当の対象児童をいいます。

5　「公的年金給付等」とは、別表1に掲げる「公的年金」及び「遺族補償」をいいます。

6　「公的年金給付等を受給」とは、公的年金については公的年金を受けることができることをいい、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。遺族補償については遺族補償の給付事由が発生した日から6年を経過していないときをいいます。

【公的年金給付等の支給機関記入欄】について

1　③及び⑩の欄の「公的年金給付等の種類」は、別表1の「公的年金の種類」又は「遺族補償の種類」から該当する事項を選び、その符号を記入してください。

2　④及び⑪の欄の「支給開始月」とは、公的年金給付等の支給が開始された月をいいます。また、「受給権発生月」は請求を行った場合に当該受給権が発生した月をいい、その翌月分から公的年金給付等が支給されます。

3　⑤及び⑫の欄の「証明日現在の給付額（年額）」は、支給停止が行われている場合は支給停止後の額を記入してください。また、以下にご留意ください。

（1）　公的年金給付等の支給において、過払いが発生し内払調整が行われている場合には、内払調整前の額を記入してください。

（2）　他の公的年金給付等との併給調整により減額されている場合は、減額後の公的年金給付等の額を記入してください。

（3）　在職及び別表2の雇用保険法等に基づく給付による支給停止が行われている場合は、支給停止後の額を記入してください。

（4）　遺族補償を受給している場合は、給付総額を記入してください。

4　⑥及び⑬の欄の「左記の対象期間」は、証明日現在の給付額（年額）の支給が開始された月を記入してください。

5　⑦及び⑭の欄の「支給停止の状況（有無及びその内容）」は、支給停止の有無を記入してください。また、その内容（支給停止の事由、支給停止額、支給停止期間等）について記入してください。

6　備考欄は、年度の途中で給付額等が変更となることが予定されている場合等に、その旨及びその内容を記入してください。

（別表1）

公的年金の種類	イ　老齢福祉年金 ロ　イ以外の国民年金 ハ　厚生年金保険の年金 ニ　船員保険の年金 ホ　恩給 ヘ　国家公務員共済組合の年金 ト　条例による地方公務員の年金 チ　地方公務員共済組合、地方議会議員共済会、地方団体関係団体職員共済組合又は旧市町村職員共済組合の年金 リ　日本私立学校振興・共済事業団の年金 ヌ　農林漁業団体職員共済組合の年金 ル　国会議員互助年金 ヲ　日本製鉄八幡共済組合の年金 ワ　執行官の恩給 カ　旧令による共済組合等からの年金受給者のために国家公務員共済組合連合会が支給する年金 ヨ　戦傷病者、戦没者遺族の年金又は給与金 タ　未帰還者の留守家族手当又は特別手当 レ　労働者災害補償保険の年金 ソ　国家公務員災害補償制度の年金 ツ　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金 ネ　地方公務員災害補償制度の年金
遺族補償の種類	ナ　労働基準法による遺族補償 ラ　国会職員法による災害補償 ム　船員法による遺族手当 ウ　災害救助法による遺族扶助金 ヰ　労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律による遺族補償 ノ　警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による遺族給付 オ　海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律による遺族給付 ク　証人等の被害についての給付に関する法律による遺族給付

（別表2）

雇用保険法等に基づく給付	イ　雇用保険法による基本手当 ロ　船員保険法による失業保険金 ハ　雇用保険法による高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金 ニ　船員保険法による高齢雇用継続基本給付金・高齢再就職給付金

（別表3）

前払一時金の規定	イ　船員保険法（昭和14年法律第73号）附則第5条第4項に規定する障害前払一時金及び遺族前払一時金 ロ　労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）附則第59条第3項に規定する障害補償年金前払一時金又は第60条第3項に規定する遺族補償年金前払一時金 ハ　国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）附則第10項に規定する障害補償年金前払一時金又は第14項に規定する遺族補償年金前払一時金 ニ　地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）附則第5条の3第3項に規定する障害補償年金前払一時金又は第6条第3項に規定する遺族補償年金前払一時金 ホ　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号）附則第1条の3第5項に規定する障害補償年金前払一時金又は第2条第4項において準用する同令附則第1条の3第5項に規定する遺族補償年金前払一時金

（別紙様式　１－３）

（表　面）

公的年金給付等受給証明書（児童扶養手当用）

【本人記入欄】

公的年金給付等の支給機関の長　殿

右の者に係る下記事項について証明をお願いします。

平成　　年　　月　　日

公的年金給付等の受給権者

住所

氏名　　印

電話番号

代理人

公的年金給付等の受給権者との続柄　（　　）

住所

氏名　　印

電話番号

□本人が公的年金給付等を受給

本人氏名

受給者番号

□児童が公的年金給付等を受給

児童氏名

受給者番号

【公的年金給付等の支給機関記入欄】

本人が公的年金給付等を受給	①氏名		②受給者番号			
	③公的年金給付等の種類		④支給開始月（受給権発生月）	昭和・平成　年　月（昭和・平成　年　月）		
	⑤証明日現在の給付額（年額）	円	⑥左記の対象期間	平成　年　月　～		
	⑦前払一時金の支給状況	前払一時金の支給額（給付基礎日額）	円（　円）	前払一時金の支給月	平成　年　月	
	⑧⑦以外による支給停止の状況（有無及びその内容）	有・無	（内容）			
児童が公的年金給付等を受給	⑨児童氏名		⑩受給者番号			
	⑪公的年金給付等の種類		⑫支給開始月（受給権発生月）	昭和・平成　年　月（昭和・平成　年　月）		
	⑬証明日現在の給付額（年額）	円	⑭左記の対象期間	平成　年　月　～		
	⑮前払一時金の支給状況等	前払一時金の支給額（給付基礎日額）	円（　円）	前払一時金の支給月	平成　年　月	
	⑯⑮以外による支給停止の状況（有無及びその内容）	有・無	（内容）			

上記のとおり相違ありません。

平成　　年　　月　　日　公的年金給付等の支給機関の長　　印

備考	

※本様式は裏面の別表2に掲げる前払一時金の規定により支払を受けている場合で、その受給状況を照会する場合に、適宜加工の上、使用してください。また、児童扶養手当の窓口において、受給者本人に対し本様式を交付する際には、証明が必要な事項等を説明してください。なお、労働者災害補償保険制度の年金については労働基準監督署の長による証明となります。

（裏　面）

注意

【本人記入欄】について

1　「本人記入欄」のみ記入してください。「公的年金給付等の支給機関記入欄」は、公的年金給付等の支給機関において記入する箇所ですので、空欄としておいてください。

2　「公的年金給付等の受給権者」欄は、「本人が公的年金給付等を受給」の場合は本人の住所、氏名、電話番号を、「児童が公的年金給付等を受給」の場合は児童の住所、氏名、電話番号を記入してください。

3　「代理人」欄は、「公的年金給付等の受給権者」欄に記入した方以外の方がその受給状況について証明依頼をする場合に、代理人の住所、氏名、電話番号及び公的年金給付等の受給権者との続柄を記入してください。この場合、運転免許証等、代理人自身の本人確認書類及び委任状等が必要となります。詳細につきましては公的年金給付等の支給機関にご確認ください。

4　公的年金給付等の受給状況に関する証明が必要な項目（「本人が公的年金給付等を受給」、「児童が公的年金給付等を受給」）のチェック欄に☑を記入し、それぞれ対象となる者の「氏名」及び各制度における「受給者番号」に相当する記号番号を記入してください。なお、労働者災害補償保険制度の年金である場合には、「受給者番号」欄には「年金証書番号（11桁）」を記入してください。また、「本人」とは児童扶養手当の申請者（又は受給者）をいい、「児童」とは児童扶養手当の対象児童をいいます。

5　「公的年金給付等を受給」とは、公的年金については公的年金を受けることができることをいい、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

【公的年金給付等の支給機関記入欄】について

1　③及び⑪の欄の「公的年金給付等の種類」は、別表1の「公的年金の種類」から該当する事項を選び、その符号を記入してください。

2　④及び⑫の欄の「支給開始月」とは、公的年金給付等の支給が開始された月をいいます。また、「受給権発生月」は請求を行った場合に当該受給権が発生した月をいい、その翌月分から公的年金給付等が支給されます。

3　⑤及び⑬の欄の「証明日現在の給付額（年額）」は、以下にご留意ください。

（1）　別表2に掲げる前払一時金の支払いが行われたときは、その年金の支給は停止されていないものとみなすことから、停止前の額（年額）を記入してください。

（2）　公的年金給付等の支給において、過払いが発生し内払調整が行われている場合には、内払調整前の額を記入してください。

（3）　他の公的年金給付等との併給調整により減額されている場合は、減額後の公的年金給付等の額を記入してください。

4　⑥及び⑭の欄の「左記の対象期間」は、証明日現在の給付額（年額）の支給が開始された月を記入してください。

5　⑦及び⑮の欄の「前払一時金の支給状況等」は、それぞれ「前払一時金の支給額（給付基礎日額）」、「前払一時金の支給月」を記入してください。

6　⑧及び⑯の欄の「支給停止の状況（有無及びその内容）」は、⑦及び⑮以外による支給停止の有無を記入してください。また、その内容（支給停止の事由、支給停止額、支給停止期間等）について記入してください。

7　備考欄は、年度の途中で給付額等が変更となることが予定されている場合等に、その旨及びその内容を記入してください。

（別表1）

公的年金の種類	イ　船員保険の年金 ロ　労働者災害補償保険の年金 ハ　国家公務員災害補償制度の年金 ニ　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金 ホ　地方公務員災害補償制度の年金

（別表2）

前払一時金の規定	イ　船員保険法（昭和14年法律第73号）附則第5条第4項に規定する障害前払一時金及び遺族前払一時金 ロ　労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）附則第59条第3項に規定する障害補償年金前払一時金又は第60条第3項に規定する遺族補償年金前払一時金 ハ　国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）附則第10項に規定する障害補償年金前払一時金又は第14項に規定する遺族補償年金前払一時金 ニ　地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）附則第5条の3第3項に規定する障害補償年金前払一時金又は第6条第3項に規定する遺族補償年金前払一時金 ホ　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号）附則第1条の3第5項に規定する障害補償年金前払一時金又は第2条第4項において準用する同令附則第1条の3第5項に規定する遺族補償年金前払一時金

（別紙様式　２－１）

第　　号
平成　　年　　月　　日

○○年金事務所長　殿

都道府県、市等の担当課名

児童扶養手当法第３０条に基づく資料等の提供について

児童扶養手当の支給に関し調査の必要がありますので、児童扶養手当法第３０条の規定に基づき、別紙の者について、ご回答願います。

※　本様式は日本年金機構以外に対して公的年金給付等の受給状況を照会する場合は、適宜加工の上、使用してください。

（別紙様式２－２）

公的年金の受給状況確認依頼様式
（児童扶養手当の受給者本人が公的年金受給の場合）

氏名	証書の番号	基礎年金番号（10桁）及び年金コード	証明日現在の年金額（年額）	左記の対象期間	備考
		－　－	円	平成　年　月～	
		－　－	円	平成　年　月～	
		－　－	円	平成　年　月～	
		－　－	円	平成　年　月～	
		－　－	円	平成　年　月～	
		－　－	円	平成　年　月～	
		－　－	円	平成　年　月～	

注）　あらかじめ、児童扶養手当受給資格者本人の氏名、児童扶養手当証書の番号、基礎年金番号（10桁）及び年金コードを記入して年金事務所に照会すること。

※　本様式は日本年金機構以外に対して公的年金給付等の受給状況を照会する場合は、適宜加工の上、使用してください。

（別紙様式２－３）

公的年金の受給状況確認依頼様式
（児童扶養手当の支給対象児童が公的年金受給の場合）

氏名	証書の番号	基礎年金番号（10桁）及び年金コード	証明日現在の年金額（年額）	左記の対象期間	備考
		－　－	円	平成　年　月～	
		－　－	円	平成　年　月～	
		－　－	円	平成　年　月～	
		－　－	円	平成　年　月～	
		－　－	円	平成　年　月～	
		－　－	円	平成　年　月～	
		－　－	円	平成　年　月～	

注）　あらかじめ、児童扶養手当の支給対象児童の氏名、児童扶養手当証書の番号、基礎年金番号（10桁）及び年金コードを記入して年金事務所に照会すること。

※　本様式は日本年金機構以外に対して公的年金給付等の受給状況を照会する場合は、適宜加工の上、使用してください。